

豊後高田市

過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 9 月策定

《令和 7 年 9 月変更》

【参考資料】過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

主 旨

令和3年3月末で「過疎地域自立促進特別措置法」が期限を迎えたことから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律が制定された。
令和3年4月1日施行 ※令和13年3月末まで10年間の時限

1. 目的

この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し（略）地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより（略）地域の持続的発展を支援し（略）寄与することを目的とする。

2. 過疎地域の要件

市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」で判定される。

※人口要件は、長期①、長期②、中期のいずれかに該当することが条件。

《見直しのポイント》

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年から昭和50年へ）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%から23%へ）

要 件	指 標	基本的要件		本市の状況	
		期 間	基 準 値	S 50年人口：31,527人 H 27年人口：22,853人	
人口要件 (長期①)	人口減少率	S 50→H 27 (40年間)	28%以上減少	S 50→H 27人口減少数 8,674人	減少率 27.5%
人口要件 (長期②)	高齢者比率 (65歳以上)	H 27	35%以上	H 27高齢者数 8,503人	比率 37.2%
	若年者比率 (15～29歳)	H 27	11%以下	H 27若年者数 2,508人	比率 10.9%
	人口減少率	S 50→H 27 (40年間)	23%以上減少	S 50→H 27人口減少数 8,674人	減少率 27.5%
人口要件 (中期)	人口減少率	H 2→H 27 (25年間)	21%以上減少	H 2人口 28,798人	減少率 20.6%
財政力要件	財政力指数	H 29～R 1	0.51以下	0.308	

3. 主な支援措置

1. 過疎対策事業債

2. 国税の特例、地方税の減収補填措置

- ・対象業種に「情報サービス業等」を追加
- ・設備投資において新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・取得価格要件を2,000万円超から最大500万円以上まで引き下げ

3. 公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

【参考資料】豊後高田市過疎地域持続的発展計画 概要

前計画からの主な変更点

- ・計画期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日（5箇年）
- ・記載事項の追加：計画の目標、計画の達成状況の評価、産業振興促進事項
- ・法に基づく施策区分の見直し

前計画からの施策区分の見直し

前計画 《過疎地域自立促進計画》	新たな計画 《過疎地域持続的発展計画》
①産業の振興 ②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 ③生活環境の整備 ④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑤医療の確保 ⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等 ⑧集落の整備	①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ②産業の振興 ③地域における情報化 ④交通施設の整備、交通手段の確保 ⑤生活環境の整備 ⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進 ⑦医療の確保 ⑧教育の振興 ⑨集落の整備 ⑩地域文化の振興等 ⑪再生可能エネルギーの利用の推進

計画の基本目標

第2次豊後高田市総合計画における目標並びに施策と一体的に取り組むを進め、地域の持続的発展を目指すため、総合計画に合わせて次の目標を掲げます。

■人口目標 20,930人（令和7年）

※R2国勢調査人口22,112人

■重点指標

指 標	総合計画策定時値	目 標 値
合計特殊出生率	1.62（R1）	1.83（R7）
健康寿命	男78.23歳（H30） 女83.38歳（H30）	男79.67歳（R6） 女84.38歳（R6）
移住施策による転入者	275人（H30）	5年間で1,150人（R2-R6）
観光入込客数	年間1,300千人（H30）	年間1,400千人（R6）
企業誘致	5年間で6件（H27-H31）	5年間で3件（R2-R6）
雇用創出者数	年間583人（H30）	5年間で2,150人（R2-R6）

目 次

1 基本的な事項	5
（１）豊後高田市の概況	5
（２）人口及び産業の推移と動向	9
（３）行財政の状況	14
（４）持続的発展の基本方針	17
（５）持続的発展のための基本目標	21
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	21
（７）計画期間	21
（８）公共施設等総合管理計画との整合	21
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	23
（１）現況と問題点	23
（２）その対策	24
（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）	25
（４）公共施設等総合管理計画との整合	25
3 産業の振興	26
（１）現況と問題点	26
（２）その対策	29
（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）	31
（４）産業振興促進事項	38
（５）公共施設等総合管理計画との整合	39
4 地域における情報化	40
（１）現況と問題点	40
（２）その対策	40
（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）	40
（４）公共施設等総合管理計画との整合	41
5 交通施設の整備、交通手段の確保	42
（１）現況と問題点	42
（２）その対策	42
（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）	42
（４）公共施設等総合管理計画との整合	46
6 生活環境の整備	47
（１）現況と問題点	47
（２）その対策	49
（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）	50
（４）公共施設等総合管理計画との整合	53

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	54
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	55
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	57
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
8 医療の確保	60
(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
9 教育の振興	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	63
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	64
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	65
10 集落の整備	66
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	66
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	66
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	66
11 地域文化の振興等	67
(1) 現況と問題点	67
(2) その対策	67
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	68
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
12 再生可能エネルギーの利用の推進	69
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	69
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	69
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	70
(1) 現況と問題点	70
(2) その対策	70
(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）	70
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	70
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分(令和3年度～令和7年度)	71

(1) 豊後高田市の概況

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然

本市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接しています。

また、県庁所在地の大分市まで約60km、隣県政令指定都市の北九州市まで約90kmと、両市に比較的近い距離にあつて、周防灘に面した豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しており、農作物の栽培にも適した環境に恵まれています。

市内には、応利山、西叡山、屋山、猪群山、中山仙境などの山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から、放射状に谷や峰々が延びた地形となっており、その谷間を桂川、真玉川、竹田川が走り、河口付近に市街地が形成されています。

域内は、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡をはじめ、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富です。

- ・ 面積：206.24 km²
- ・ 位置：北緯33° 33'、東経131° 26'、南北の距離23.2 km、東西の距離17.1 km

(イ) 歴史

当地域は、奈良時代末から宇佐八幡の影響を強く受け、平安時代には宇佐八幡の荘園となり、その経済力を背景として独特の山岳仏教文化「六郷満山文化」を開花させました。

鎌倉時代から戦国時代まで、当地域は国東半島地域の武士団の瀬戸内海への根拠地であり、明治時代以降においては関門地域への内海航路の拠点となるなど歴史的には西瀬戸地域の交流の結節点の役割を果たしてきました。

昭和に入り、市町村合併により、昭和29年に豊後高田市、真玉町、香々地町の1市2町が誕生しました。その後、我が国の高度経済成長に伴う産業構造の変化により、本地域から都市部への人口流出が続き、急速に過疎化が進行するとともに、地方分権社会の到来や行財政基盤の確立が求められるなど、行政ニーズも高度化・多様化してきました。

このような新たな時代の変化に対応するため、平成17年3月31日に1市2町が合併し、「新豊後高田市」として発足、以降、新市としての一体感の醸成を図りながら、合併により得た豊かな地域資源を最大限に活用した地域振興策を進めてきました。

また、過疎化の進行に歯止めをかけ、地域の活力を維持するため、平成23年度からは、直接的に人口増に結び付く施策を、市を挙げて取り組むなど、市民と行政との協働によるまちづくりに力を入れ、現在に至っています。

(ウ) 社会・経済

本市は、ＪＲ線、高速道路、地域高規格道路といった広域交通網が未整備であり、さらにバス等の公共交通機関も幹線道路のみという極めて厳しい状況です。

企業誘致などによる産業振興や、生活のための移動、点在する観光地のネットワーク化による観光振興など、社会・経済への相乗効果を生むためにも、道路網や公共交通など各地を結ぶアクセス体制の整備は必要不可欠です。

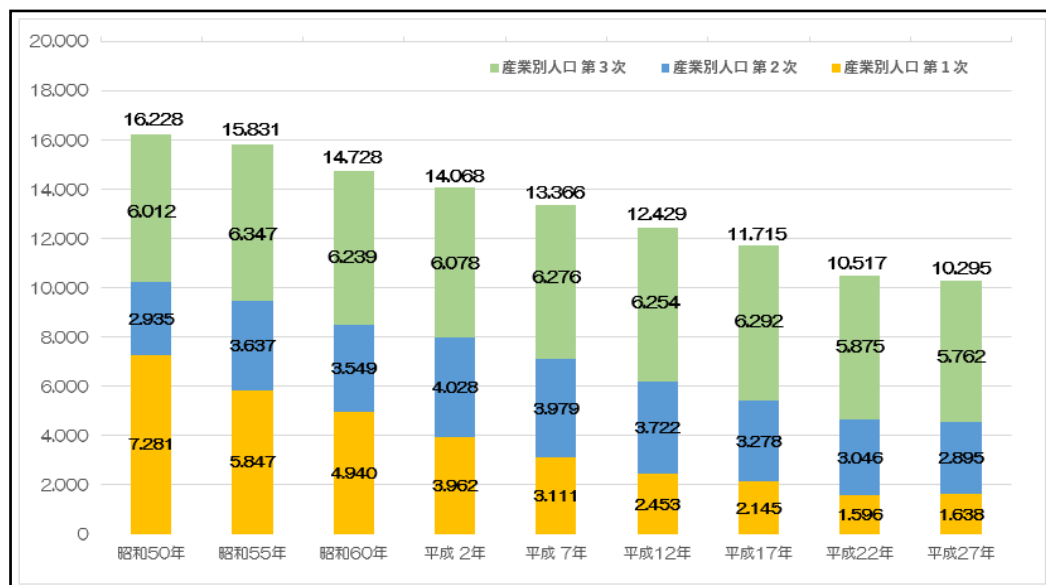
市の社会・経済を支え、地域の活力となる人口は、近年は移住・定住施策の取組み等によって社会増を達成しているものの、昭和22年の50,234人をピークに、一貫して減少が続いています。

就業人口も減少を続けており、昭和50年には、16,228人であったものが、平成27年には、10,295人と5,933人（36.6%）減少しています。特に、第1次産業の減少が顕著であり、同年比で77.5%減少しています。

第2次産業の就業者数は、平成2年の美和工業団地の企業進出によりいったん増加、以降は減少傾向にありましたが、平成17年以降の大分県北部地域への自動車産業の集積や、大分北部中核工業団地などへの企業誘致により、減少は緩やかになっています。

第3次産業については、平成7年に増加、平成17年までは横ばいの状況にあったものが、平成22年には減少に転じています。しかし、就業人口全体に占める割合は年々上昇しており、平成27年の構成比は54.8%と過半数を占めるまでになっています。

このように本市の社会・経済構造は、第1次産業から第2次・第3次産業へのシフトが続き、就業人口の総数は一貫して減少傾向にあります。



【産業別人口の推移（H27 国勢調査）】

（単位：人）

② 過疎の状況

国勢調査によると、本市の人口は、昭和22年の50,234人をピークに減少を続けており、昭和50年は31,527人と3万人を超えていましたが、令和2年国勢調査では、22,112人と昭和50年比で29.8%の減少となっています。

このような中、昭和45年には「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年には「過疎地域振興特別措置法」、平成2年には「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年には「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「自立法」という。）の適用を受け、過疎法のもとで産業の振興をはじめ、交通通信体系の整備、生活環境の整備、教育文化の振興、集落の整備等各種振興施策を積極的に推進してきました。

前法の自立法では、各道路整備事業や農作物被害対策事業、公共施設長寿命化事業、ケーブルネットワーク事業、図書館整備事業といった市民生活に欠かせない事業を始め、分譲団地整備や定住促進支援事業などの人口増に資する事業、さらには昭和の町関連施設、栗嶋公園、長崎鼻リゾートキャンプ場などの観光施設整備まで、ハードとソフトの両面において多様な事業を実施し、地域の自立促進を図りました。

こうした事業をベースに、幼保小中学校の給食費無償化や高校生までの子ども医療無料化をはじめ、健やかな妊娠と出産・産後を支える支援体制、放課後児童クラブの整備や「学びの21世紀塾」による教育サービスの充実を図るなど、子育てしやすい環境づくりと移住・定住施策を推進しています。

雇用促進においては、大分北部中核工業団地や市内の空き工場、空きビル等への企業誘致に加え、就業面においても、ふるさとハローワークや官民連携による豊後高田 International Contribution事業協同組合の運営支援、市窓口での無料職業紹介所や子育てコンシェルジュの配置などにより、市内の産業振興の基盤と雇用環境を整備しています。

観光振興の面では、商業と観光の一体的振興策として、商店街が最も華やかで元気だった“昭和30年代”をテーマとした「昭和の町」を始め「真玉海岸」「長崎鼻」等の年間を通じた集客のための施設整備を進めるとともに、神仏習合「六郷満山文化」を生かした誘客促進など、点と点を線で結び市全体の誘客を図るための取組みを進めています。

このように、様々な施策を展開してきたことにより、社会・生活基盤の整備が大幅に進むとともに、地域振興が図られ、一定の効果が現れた結果、人口の社会増という大きな成果につながっています。今後も地域の持続的発展を図り、市を挙げて人口減少対策に取り組めます。

③ 社会経済的発展の方向

前述のとおり、本市の社会・経済構造は、第1次産業から第2次・第3次産業へのシフトが続き、就業人口の総数は一貫して減少傾向にあります。

第1次産業では、高齢化による担い手不足が続く一方、白ねぎ、肉用牛など大規模経営化による生産拡大や経営支援が図られているものもあります。

今後は共同化、大規模化、IT化などにより生産拡大・効率化を図り、また、6次産業化などにより高付加価値化を図ることで、儲かる農業を推進し、後継者や担い手を確保・育成していく必要があります。

第2次産業では、大分北部中核工業団地を中心に製造業の企業進出や設備投資も相次ぎ、新たな雇用の場も創出されるなど、工業都市としても発展を続けています。今後も、市民の雇用の場を提供していくために工業の発展は必要になっています。また、国際競争の激化や新たな在留資格の創設により、外国人技能実習生が市内各産業の重要な担い手となっており、継続的な確保も重要となっています。

第3次産業では、市民の消費を担う商業・サービス業の発展は欠かせません。

商業と観光の一体的振興を行っている「昭和の町」や花の岬「長崎鼻」等を核に、外貨の獲得と域内消費を合わせて促進し経済循環の活性化を図るとともに、商工会議所や商工会等と連携した伴走型の経営支援等も積極的に行い、空き店舗や後継者対策も含めて総合的な振興が必要です。

また、テレワークの普及により、IT関連やコミュニティビジネスなど、地方や自宅でも仕事ができる時代になっているため、市内全域にケーブルテレビネットワークの光ファイバー網が整備されている強みを生かして、移住・定住対策と合わせてこれらの企業を誘致するなど、多様な人材の確保や地域経済の活性化を図る必要があります。

人口減少は、地域コミュニティや伝統行事の継承のみならず、市の存続自体に関わる大きな問題であることから、官民全てが共通認識のもと人口減少対策が必要です。

地域の活力は人であると言えます。本市が将来にわたり住みやすいまちとして存続していくために、先人から受け継いだ自然・歴史文化などのポテンシャルを最大限に生かしながら、それを内外に情報発信し、多種多様な交流を広げ、新しい結びつきで、これまで以上に地域を磨き上げることで、「このまちに確かな未来を～地域の活力は人～」の実現を目指していきます。

（２）人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

国勢調査によると、本市の人口は、昭和22年の50,234人をピークに減少を続けており、昭和50年は31,527人と3万人を超えていましたが、令和2年（2020年）国勢調査では、22,112人と昭和50年比で29.8%の減となっています。

また、平成27年国勢調査においては、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上人口）は、ここ数年横ばいとなっています。高齢化率（人口に占める老年人口の割合）37.2%と、全国・大分県平均と比較して早いペースで高齢化が進んでおり、市民3人のうち1人は65歳以上という状況です。

近年は移住・定住促進施策の充実などにより、平成26年度以降、社会増（転入者数が転出者数を上回る状況）の状況となっています。

その結果、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口の推計も、令和42年（2060年）では、11,167人から12,845人と改善しています。

さらに、令和2年国勢調査の結果の人口22,112人は、社人研の推計21,061人を上回るとともに、本市の人口ビジョンの目標21,904人も超える結果となっています。

少子高齢化が進み、市全域が過疎地域に指定されている中で、社会増を達成したことは、過疎地域からの脱却を目指す本市の将来に向けて大きな一歩となる成果といえます。

しかし、令和42年（2060年）の推計人口は12,865人と、現在の約半分になることから、今後も人口減少に伴う少子高齢化と過疎化の対策は、大きな課題であり、引き続き、各種振興施策を積極的に展開していく必要があります。

② 産業の現況と今後の動向

前述のとおり、本市の産業は、第1次産業から第2次・第3次産業へのシフトが続き、就業人口の総数は一貫して減少傾向にあります。

第1次産業では、高齢化による担い手不足が続く一方、白ねぎ、肉用牛など大規模経営化による生産拡大や経営支援が図られているものもあります。総生産額をみると、平成20年度以降は44億円前後で推移してきましたが、近年では増加傾向にあり、平成28年度には52.0億円となっています。

今後は共同化、大規模化、IT化などにより生産拡大・効率化を図り、また、6次産業化などにより高付加価値化を図ることで、儲かる農業を推進し、後継者や担い手を確保・育成していく必要があります。

第2次産業では、大分北部中核工業団地を中心に製造業の企業進出や設備投資も相次ぎ、新たな雇用の場も創出されるなど、工業都市としても発展を続けています。

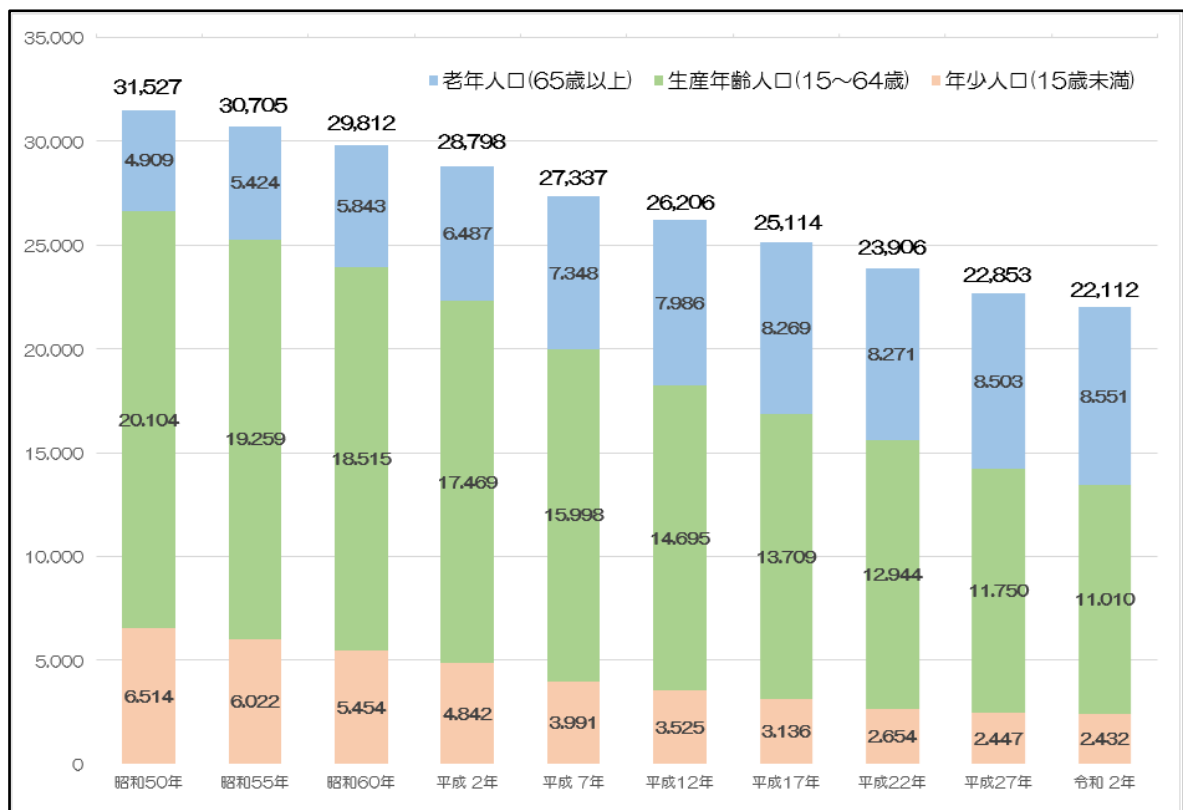
平成28年度の本市の総生産825.2億円の産業構成をみると、大分北部中核工業団地の企業進出等（製造業）の効果もあり、生産額が高い産業は製造業（278.0億円、構成比34.5%）となっています。

多くの雇用を生み、地域経済循環の効果が特に大きい製造業の誘致は、市の発展に欠かせない重要な産業として、今後も大分県と連携して図っていく必要があります。

第3次産業では、市民の消費を担う商業・サービス業の発展は欠かせません。

商業と観光の一体的振興を行っている「昭和の町」や花の岬「長崎鼻」等を核に、外貨の獲得と域内消費を合わせて促進し経済循環の活性化を図るとともに、市内経済団体と連携した伴走型の経営支援も積極的に行い、空き店舗や後継者対策も含めて総合的な振興が必要です。

また、テレワークの普及により、IT関連やコミュニティビジネスなど、地方や自宅でも仕事ができる時代になっているため、市内全域にケーブルテレビネットワークの光ファイバー網が整備されている強みを生かして、移住・定住対策と合わせてこれらの企業を誘致するなど、多様な人材の確保や地域経済の活性化を図る必要があります。



【年齢3区分別人口の推移（国勢調査）】（単位：人）

※年齢不詳の人口があるため、3区分の合計は総人口とは一致しない

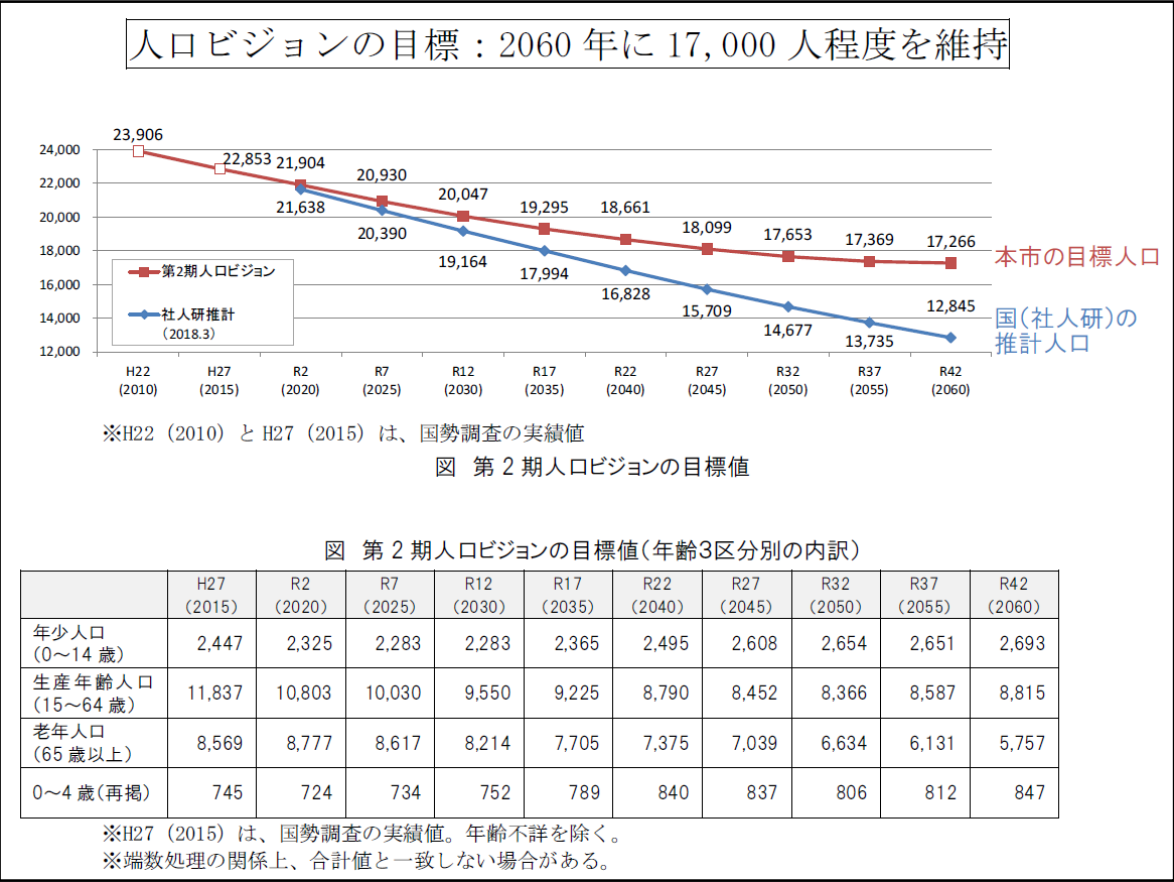
表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 43,381		人 37,811	% △12.8	人 33,561	% △11.2	人 31,527	% △6.1	人 30,705	% △2.6
0 歳～14 歳	14,384		10,708	△25.6	8,009	△25.2	6,514	△18.7	6,022	△7.6
15 歳～64 歳	25,076		23,012	△8.2	21,126	△8.2	20,104	△4.8	19,259	△4.2
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	8,751		7,114	△18.7	5,887	△17.2	5,432	△7.7	4,756	△12.4
65 歳以上 (b)	3,921		4,091	4.3	4,426	8.2	4,909	10.9	5,424	10.5
(a) /総数 若年者比率	% 20.1		% 18.8	—	% 17.5	—	% 17.2	—	% 15.5	—
(b) /総 高齢者比率	% 9.0		% 10.8	—	% 13.2	—	% 15.6	—	% 17.7	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,812	% △2.9	人 28,798	% △3.4	人 27,337	% △5.1	人 26,206	% △4.1	人 25,114	% △4.2
0 歳～14 歳	5,454	△9.4	4,842	△11.2	3,991	△17.6	3,525	△11.7	3,136	△11.0
15 歳～64 歳	18,515	△3.9	17,469	△5.6	15,998	△8.4	14,695	△8.1	13,709	△6.7
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	4,252	△10.6	3,891	△8.5	3,785	△2.7	3,524	△6.9	3,087	△12.4
65 歳以上 (b)	5,843	7.7	6,487	11.0	7,348	13.3	7,986	8.7	8,269	3.5
(a) /総数 若年者比率	% 14.3	—	% 13.5	—	% 13.8	—	% 13.4	—	% 12.3	—
(b) /総数 高齢者比率	% 19.6	—	% 22.5	—	% 26.9	—	% 30.5	—	% 32.9	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 23,906	% △4.8	人 22,853	% △4.8	人 22,112	% △3.2
0 歳～14 歳	2,654	△15.4	2,447	△15.4	2,432	△0.6
15 歳～64 歳	12,944	△5.6	11,750	△5.6	11,010	△6.2
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,757	△10.7	2,508	△9.0	2,441	△2.6
65 歳以上 (b)	8,271	0.0	8,503	2.8	8,551	0.6
(a) /総数 若年者比率	% 11.5	—	% 10.7	—	% 11.0	—
(b) /総数 高齢者比率	% 34.6	—	% 37.2	—	% 38.6	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (第 2 期豊後高田市人口ビジョン)



（３）行財政の状況

① 行政

豊後高田市では、平成17年3月31日の1市2町合併以降、平成18年度から平成27年度まで「第1次豊後高田市総合計画」のもと、生活を支える基盤整備として、合併時の課題となっていた「ケーブルテレビ」「図書館」「火葬場」「消防庁舎」「市庁舎」の整備を完了しました。また、「定住人口の増加」を最重点課題として、全国に先駆けて移住・定住促進施策や子育て・教育支援等の直接的に人口増に結び付く施策を実施し始め、子育て世代のニーズに沿った「定住促進住宅団地」の整備などに取り組んだ結果、平成26年度から社会増の状況に転じるなど、成果を上げてきました。

さらに、平成28年度からの「第2次豊後高田市総合計画」（前期）では、地方の人口減少、少子高齢化や、都市部への人口集中といった人口問題に対して、国が掲げた「地方創生」の動きを追い風として、全国トップレベルの子育て支援や直接的な移住・定住施策をはじめとした取組みを一層進め、子育て世代の転入増加、7年連続の社会増（平成26年～令和2年）など、目に見える効果が少しずつ現れてきています。

市民一人ひとりが心から豊後高田市に「生まれてよかった」「育ってよかった」「住んでよかった」と思えるまちとなり、また、私たちのふるさとして豊後高田市が将来にわたって持続していくためには、この効果をさらに高めていく必要があります。

そのため、令和2年度からの第2次総合計画（後期）では、「これまでの課題と効果を踏まえた見直し」そして、「社会情勢や新たな時代の変化に対応し、将来にわたって魅力ある豊後高田市を創るための必要な見直し」を行っています。

② 財政

本市の財政は、歳入額が167.1億円、歳出額が165.8億円（令和元年度普通会計決算）となっています。歳入については、国からの地方交付税、国庫支出金、県からの県支出金等からなる依存財源が約7割を占め、主に地方税からなる自主財源は約3割という状況です。歳出については、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費が約5割を占めています。

平成17年3月31日に合併した本市では効率的な行財政運営を目指し、「行政改革大綱及び実施計画」（平成17～21年度：第1次、平成22～24年度：第2次）を進めたことにより、実質公債費比率（標準財政規模に対する公債費の割合）は低下傾向にあり、また、経常収支比率（財政の弾力性を示す数値。低いほうが柔軟な施策展開が可能とされる）も好転しましたが、近年では、平成27年以降の合併算定特例措置の段階的縮減により、地方交付税が減少し経常収支比率が再び高くなってきています。今後も財政健全化に向けた取組みを継続しつつ、未来の活力を生むための投資は、選択と集中の視点で積極的に取組みを進めていく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 1 2 年度	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和元年度
歳入総額 A	14,943,404	14,838,598	16,010,908	17,585,202	16,711,119
一般財源	9,897,014	8,397,192	8,807,357	8,669,909	8,043,798
国庫支出金	951,364	1,625,032	1,904,971	1,835,287	1,801,670
都道府県支出金	1,368,476	1,016,152	1,511,180	1,100,915	1,117,242
地方債	1,641,500	2,557,950	1,580,100	3,532,937	1,841,240
うち過疎対策事業債	707,300	222,200	746,600	712,400	795,400
その他	1,085,050	1,852,601	2,207,300	2,446,154	3,907,169
歳出総額 B	14,233,211	14,074,630	15,688,287	17,143,251	16,583,906
義務的経費	6,087,030	6,831,875	7,118,724	6,749,958	8,387,498
投資的経費	3,548,437	1,814,312	3,097,602	4,285,840	1,979,278
うち普通建設事業	3,456,812	1,814,312	3,097,438	4,285,761	1,963,533
その他	4,597,744	6,456,679	5,471,961	6,107,453	6,217,130
過疎対策事業費	—	2,382,874	2,120,340	3,587,723	2,298,892
歳入歳出差引額 C (A - B)	710,193	763,968	322,621	441,951	127,213
翌年度へ繰越すべき財源 D	56,757	69,404	42,264	60,827	4,086
実質収支 C - D	653,436	281,115	280,357	381,124	123,127
財政力指数	0.242	0.270	0.279	0.288	0.308
公債費負担比率	17.5	20.8	19.3	17.7	30.9
実質公債費比率	—	—	14.0	8.3	8.3
起債制限比率	8.49	12.2	—	—	—
経常収支比率	85.9	90.0	88.3	89.1	95.8
将来負担比率	—	—	36.1	—	—
地方債現在高	16,379,384	18,703,971	18,451,815	19,485,885	15,717,975

③ 主要公共施設等の整備状況

主要公共施設等の整備状況をみると、市道の改良率は平成22年度末の53.2%から令和元年度末には56.9%と3.7ポイント上昇しており、舗装率は91.7%から92.9%と1.2ポイント上昇しています。

水道普及率は、令和元年度末には59.8%であり、県内平均と比べると依然低い水準にあり、今後も施設整備に努めていく必要があります。水洗化率は、平成12年度末の25.5%から令和元年度末には77.1%と急激に上昇しており、生活排水の適正処理が進んでいます。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率 (%)	31.1	41.1	51.4	53.2	56.9
舗装率 (%)	73.6	84.2	89.7	91.7	92.9
農道					
延長 (m)	-	-	-	283,886	278,269
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	55.6	45.7	66.6	91.8	92.4
林道					
延長 (m)	-	-	-	80,578	80,578
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.8	6.2	8.8	6.7	6.8
水道普及率 (%)	45.9	51.9	55.2	58.1	59.8
水洗化率 (%)	0.0	0.0	25.5	66.5	77.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	12.4	14.3	15.7	15.5	16.5

（４）持続的発展の基本方針

① 基本方針

昭和45年以降、過疎関係法により総合的な過疎対策事業に積極的に取り組み、近年では、平成22年に過疎地域自立促進計画を策定し、各種施策を実施してきました。

今後については、第2次豊後高田市総合計画及び地方創生に係る本市の総合戦略である「豊後高田市まち・ひと・しごと“活力”創生プラン」並びに関連するSDGsの取り組み、そして「大分県過疎地域持続的発展方針」に基づき、次の4項目をまちづくりの基本的方向として定め、地域の持続的発展を目指します。

（ア）誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちをつくります

「安全・安心・快適」な暮らしを実現し、守りたい、それはすべての市民の願いです。この願いを現実に支えている要素は、市民生活を支える道路・上下水道などの社会インフラ、山・海・川などの自然といった有形のものから、人と人とのつながり、医療、福祉、防災などの公共サービスといった無形のものまで様々です。

また、近年急速に発達した情報化社会では、誰でも使うことのできるインターネット環境が整備されていることも、重要な要素となります。

今、人口減少社会を迎え、少子高齢化の進展という大きな流れの中で、これまで人と人のつながりで支えてきた地域コミュニティの維持が困難になっています。また、老朽化が進む社会インフラの維持・更新の必要性が高まる一方で、市の財政状況は、今後一層厳しさを増していくことが危惧されます。これらの問題はすぐに解決できるものではありませんが、将来にわたって、「安全・安心・快適」な暮らしが実現できるようにするには、問題を直視し、粘り強く各種施策を展開していくことが、何よりも重要です。

以上の観点から、本市では、地域コミュニティ形成や生活支援の推進をはじめ、誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤整備など、人と人の絆で結ぶ心通う地域づくりを推進します。また、防災・防犯などの安全な地域づくりのためのネットワーク構築を進めるとともに、リサイクルや再生可能エネルギー・省エネルギーなどの自然環境保全の取り組みを推進し、人と自然にやさしく、暮らしやすい空間づくりを行います。そして、市民サービスのより一層の充実を図るため、効率的な業務の遂行と財政基盤の確立を図り、市民の「安全・安心・快適」な暮らしを守る取り組みを総合的に推進します。

基本施策・人と人の絆で結ぶ心通う地域づくり

- ・命と暮らしを守るネットワークの構築
- ・人と自然の共生
- ・行政機能の充実

（イ） 地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります

産業やコミュニティを支える担い手となり、地域活力の原動力になるのは「人」です。市民一人ひとりが本市を支える大切な「人」であり、そのため、地域全体で次代を担う「人」を育てていくことが重要となってきます。また、本市を支える市民が、いきいきと主体的に活躍し、いつまでも健康で楽しく長生きすることが大切であり、その環境づくりが求められます。

そして、本市には千年の時を超えて受け継がれてきた「山・里・海」の自然と歴史文化という他の地域にはない、本市固有の財産がたくさんあります。これらは、そこで生活する人々、訪れる人々の心を豊かにし、本市ならではの誇りとなって、子どもから大人、そして高齢者に至る人々の心を支えています。これらを将来の世代に残し、伝えていくこともわたしたちの重要な役割です。

人口減少社会を迎え、また少子高齢化が進展する中で、今、まさに「地域を支える人を育み、人にやさしいまち」を構築していくことが必要不可欠となっています。

以上の観点から、次代を担う子どもを社会全体で育む環境の整備や、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進など、本市を支え、未来を拓く子どもを産み育てやすい環境づくりを、これまで以上に進めていきます。

「教育のまち豊後高田」と評価される教育施策では、引き続き、知・徳・体を総合的に育む学校教育の推進を図るとともに、地域力を生かした学校づくりの推進など、地域全体で、夢を描き実現できる”ぶんごたかだっ子”の育成を目指します。

また、市民総ぐるみの健康なまちづくりの推進を目指すとともに、心を育む歴史・文化遺産の活用など、子どもから高齢者まで、すべての世代の人々が、本市の自然・歴史文化の中で、心豊かに暮らしていくための取組みを推進します。

基本施策・子どもを産み育てやすい環境づくり

- ・夢を描き実現できる“ぶんごたかだっ子”の育成
- ・市民総ぐるみの健康なまちづくりの推進
- ・生涯学習の推進
- ・文化遺産の継承と芸術文化活動の推進

（ウ） 将来（あす）につながる、活力あふれるまちをつくります

本市では、地域経済の活性化を実現するための産業振興を、まちづくりの基盤と考え、積極的な取組みを進めています。

仕事をつくり、そして仕事から生み出される付加価値の向上により、産業を活性化させ、将来（あす）につながる、活力あふれるまちの構築が求められています。

以上の観点から、時代の変化に対応した商工業、農林水産業の振興を図ります。

地域の特性を生かした商業振興では、「昭和の町」のブランド力強化を図り、さらなる商業と観光の一体的振興を図ります。また、市内各地に点在する魅力的な観光資源のネットワーク化や周辺自治体との広域連携推進による魅力向上など、交流人口の増加と消費機会・消費単価の増加などを目指します。

工業振興については、大分北部中核工業団地を核に、市内全域に整備したケーブルネットワーク施設をいかし、積極的な企業誘致や立地企業の設備投資促進による雇用機会の増加に取り組み、さらに地場企業には、商工会議所、商工会等と連携した伴走型支援を行うとともに、農商工連携支援・インターネットを活用した新分野への参入など、ビジネスチャンスをつかめる取組みを積極的に支援します。

本市の基幹産業である農林水産業については、これまで市を挙げて支援してきた特産品目（豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生、岬ガザミなど）や基幹品目（白ねぎ、花き、イチゴなど）などのさらなる生産拡大・ブランド化・6次産業化を進めるとともに、福岡をはじめとした都市部での販路拡大の支援など、生産から販売に至る一貫した流れを全面的に支援していきます。

また、新たな就業・雇用の場として、女性や高齢者、障がい者、大学卒業者などに対する多様な働く場の創出や、インターンシップ支援及び工場見学会開催などにより求人企業と求職者のマッチングを促進し、重層的な就業支援を行います。加えて、Uターン就業の促進や外国人技能実習生の受入支援など多面的な就業者の確保対策を行います。特に農林水産業では、農業後継者、新規就農者、企業参入の促進など、担い手の育成と確保を図っていきます。

基本施策・商工業の振興

- ・ 農林水産業の振興
- ・ 新たな就業・雇用の場の創出

（エ） 人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります

地域の将来を築いていくためには、その地域が、いかに「人に愛される」地域であるか、また「人を魅了する」地域であるかが問われています。本市においても、他の地域とは異なる本市ならではの魅力、地域資源をさらに生かし、住んでいる人が誇りや愛着を持ち、訪れる人に感動を与えられる「個性豊かなまち」をつくることが求められます。

本市では、平成23年度から移住・定住の促進に重点的に取り組んでおり、多くの移住者に選ばれています。今後も本市のPR強化を図るとともに、ニーズを捉えた多種多様できめ細やかな移住・定住施策を充実させ、直接的な人口増を目指します。

また、訪れる人を魅了する地域づくりも推進しており、千年の歴史を今に伝える神仏習合の「六郷満山文化」、国の重要文化的景観に選定された「田染荘小崎の農村景観」と地域特有の文化・伝統を生かした「心いやす郷づくり」、また、国の名勝に指定された「天念寺耶馬・無動寺耶馬」や「中山仙境（夷谷）」などの絶景スポット、そして昭和30年代のまちなみを再現し商店街再生のモデルとなっている「昭和の町」、花とアートの岬「長崎鼻」をはじめ国道213号沿線にあるロマンティックなスポットを生かした「恋叶ロード」など、地域資源を生かしたオリジナリティあふれた取組みを市民との協働で進めており、今後も観光スポットの磨き上げや観光コンテンツの充実を図っていきます。

このように、様々なニーズに対応したきめ細やかな移住・定住施策、都市部では味わえない夢を持って暮らせる心豊かな「心いやす郷づくり」、本市ならではの「山・里・海・街・温泉・食」など、豊かな自然景観や観光資源を生かした観光・ツーリズムの振興を推進することで、観光客をはじめとした来訪者（交流人口）を呼び込み、リピーターや移住体験者（関係人口）を増やし、さらなる移住・定住（定住人口）の増加を目指します。

基本施策・移住、定住の促進

- ・心いやす郷づくり
- ・観光・ツーリズムの振興

（５）持続的発展のための基本目標

① 基本となる人口目標

豊後高田市人口ビジョンに基づき令和 7 年の人口 20,930 人達成を目標とします。

※現状値は令和 2 年 10 月 1 日時点で 22,112 人（令和 2 年国勢調査）

② 人口目標達成のための重点指標

指 標	総合計画策定時値	目 標 値
合計特殊出生率	1.62 (R1)	1.83 (R7)
健康寿命	男 78.23 歳 (H30) 女 83.38 歳 (H30)	男 79.67 歳 (R6) 女 84.38 歳 (R6)
移住施策による転入者	275 人 (H30)	5 年間で 1,150 人 (R2-R6)
観光入込客数	年間 1,300 千人 (H30)	年間 1,400 千人 (R6)
企業誘致	5 年間で 6 件 (H27-H31)	5 年間で 3 件 (R2-R6)
雇用創出者数	年間 583 人 (H30)	5 年間で 2,150 人 (R2-R6)

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

① 評価の時期

原則毎年度とします。

② 評価手法

外部有識者で構成する「豊後高田市まち・ひと・しごと“活力”創生プラン」総合戦略会議において前年度事業の効果検証等を審査しているため、目標を一にする本計画の主要事業の評価についても一体的に行うとともに、その評価の結果や進捗状況等を公表し客観性及び透明性を確保します。

（７）計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関しては、平成 29 年 3 月に基本的な管理方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定（令和 4 年 3 月改訂）し、加えて令和 3 年 3 月には個別の公共施設の維持管理等を定めた第 1 期公共施設個別施設計画を策定しました。過疎計画においても両

計画に基づく全ての公共施設等に関して整合する事業を実施します。

① 基本方針

本市が保有する公共施設のうち、施設床面積合計 87,666 ㎡（約 54%）が 30 年を経過し、また今後 10 年のうちに 127,214 ㎡（約 78%）が老朽化することが見込まれます。

平成 28 年度に推計した 40 年間の推計更新費用の年平均額 32.5 億円を過去 5 年間（平成 23 年度から平成 27 年度まで）の更新費用の年平均額 26.1 億円程度に抑えるよう計画しました。平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間の更新費用の年平均額は 23.6 億円であり、概ね計画の範囲内とすることができました。また、今後 35 年間（令和 3 年度から令和 37 年度まで）に見込まれる更新費用を令和 2 年度に策定した個別施設計画をベースに推計したところ、年平均額は 26.9 億円となり、平成 28 年度に設定した目標値を年平均で 0.8 億円上回っており、計画を進めていくためには個別施設計画の更なる精査が必要です。

また、公共施設の削減目標達成のため、以下の基本方針を設定します。

（ア）施設総量の圧縮

多くの公共施設が建替え時期を迎えることによる維持管理費用の急激な増加や、財源不足により維持管理にかけられる経費が少なくなっていくことが見込まれるため、施設のあり方の見直しや、統廃合や除却等による効果的な施設の再配置を行うことで、健全に維持管理できる施設総量（総延床面積）に圧縮します。

今後は原則、廃止を伴わない施設の新設は行わず、施設の建替えを行う際は、施設の複合化・多機能化を進めていきます。

（イ）ライフサイクルコストの縮減

一元化された施設に関する情報や新公会計制度による財務情報の活用により、維持管理運営の見直しや必要なメンテナンス、改修を着実に実行し、ライフサイクルコストと呼ばれる、施設の建設から施設の管理及び運営、そして建替えまでの総費用を縮減します。

（ウ）官民連携によるサービス向上

市民や民間事業者、他自治体等の多様な主体との連携により、ニーズの変化等に対応した柔軟で付加価値の高いサービス提供を行います。これまで以上の効率化や民間のノウハウ、資金の活用等により、行政だけでは提供できない、より市民満足度の高いサービスの提供を目指します。

（エ）既存資源の有効活用

人々が交流するための場所やコミュニティの活力を発揮・創出する場所として、施設の余暇スペースや未利用地等の遊休資産を有効活用するとともに、交流や公益的サービスを担う地域資源を活用した民間の場・空間づくりを支援していきます。

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

本市では平成23年度から全国に先駆けて、きめ細やかな移住・定住促進施策を展開してきた結果、平成26年度から令和2年度まで連続して「社会増」を達成するまでになっています。この成果を継続していくため、雇用や住環境、教育を中心に市の各種施策の充実と併せて、その内容を効果的に発信していく取組みが必要となっています。

また、人口減少の進展で多くの空き家が発生しており、市営住宅の老朽化も進むなど、その有効活用や保全も課題となっています。

このような中、本市では、空き家バンクの運用や分譲宅地の造成に加え、市営住宅については、老朽化施設の建替え・用途廃止の検討を進めるなど、若者・子育て世代のニーズに合った住宅整備を進めてきました。

今後は、ソフト・ハード両面で移住・定住をより促進させるための継続的かつ効果的な取組みが必要です。

(イ) 地域間交流の促進

本市には、日本の原風景とも称される豊かな農山村景観や、素朴な人情が残されています。また、「仏の里」と呼ばれるように、地域内には六郷満山文化ゆかりの仏教寺院や関連文化財が数多く存在するとともに、泉質の異なる個性的な温泉が湧出するなど、多様な資源に恵まれています。このような地域資源を生かして、交流人口や関係人口の増加を目指した地域間交流の促進が課題といえます。

また、自治体間における広域連携の取組みをより実効あるものとし、スケールメリットを生かした施策の推進も課題といえます。

(ウ) 人材育成

人口減少や高齢化といった問題が、自治機能や産業の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

中でも産業面においては、一次産業を中心に担い手が減少していく中で、各産業において中心的な役割を担い、産地や地域をマネジメントできる中核的担い手の育成が必要となっています。

(2) その対策

(ア) 移住・定住

移住を検討している人々が、本市の魅力を知り、その移住先の選択肢として本市が第一に挙がるようにするため、多様な広報媒体を駆使して、情報発信の強化を図るなど、シティプロモーションを強力に推進します。

移住による多様な生き方や暮らし方の希望を実現するため、相談・支援体制を一本化し、受入体制のさらなる強化を図るとともに、多様なニーズに対応したきめ細かな支援の充実を図ります。また、移住後のサポートも充実させ、定住につながるよう取組みを進めます。

施策の実施にあたっては、豊後高田市観光まちづくり株式会社や自治会など、移住・定住支援団体との協力・連携体制の更なる構築を推進します。

そのほか、人口減少・少子高齢化に伴って増加する空き家を移住・定住の受け皿とするための施策展開や、住宅団地等の整備等をはじめとする子育て世代・ファミリー層向けの住まいの確保など、住環境整備を推進します。

また、市全体の移住・定住の促進のため、市の顔ともいえる中心市街地の活性化に取り組めます。令和3年6月に策定した「豊後高田市立地適正化計画」に基づく各施策の取組みにより、新たな魅力を付加するとともに、都市機能の集積を図り、市民生活の上で便利で多機能なまちづくりを推進します。

(イ) 地域間交流の促進

古き良き日本の田舎の原風景の再生と豊かな自然に包まれた生活の再生を促進し、都市部との交流イベント等の開催による、地域での交流人口増加に向けた取組みや、国道213号沿線「恋叶ロード」から市内観光地を結び、都市部の若者等をターゲットとしたストーリー性のある周遊観光ルートの構築など、本市に存在する地域資源を掘り起こし、総合力を発揮させた地域間交流を促進します。

また、「電動モビリティ」を活用した周辺部観光地へのアクセス確保や、レンタカーやタクシーなどの運輸事業者との連携による公共交通機関からの二次交通対策を強化するなど、受入環境の整備と回遊性の向上を図ります。

広域的な観点で取り組むことで効果を生むものについては、大分県や近隣自治体と連携して取り組みます。

また、兄弟都市である島原市との交流をはじめ、歴史的・文化的なご縁や、共通の施策でつながる自治体・団体との交流を推進します。その交流で学んだ知識・ノウハウを行政サービスの向上や本市の発展につなげていきます。

(ウ) 人材育成

本市の未来を支える人材として、時代の変化に対応し未来を切り拓く力と意欲を備えた子どもの育成を図るために教育環境のさらなる充実を図ります。

また、地域外からの新たな担い手となり得る移住者や地域おこし協力隊などを積極的に受け入れて育成を図るほか、特に農林水産業において、既存生産者はもちろん新規就業者や企業参入も視野に入れ、生産や経営面も含めた幅広い支援とともに人材育成を図っていきます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		住宅団地整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		空き家活用促進事業	市	
		定住促進奨励事業	市	
		ハッピーマイホーム事業	市	
		結婚応援事業	市	
		移住・定住促進PR事業	市	
		生活応援住宅流動化促進事業	市	
		半住半旅田舎暮らし体験事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

（１）現況と問題点

（ア）農 業

（生産力の強化）

本市の農業は海岸部から中山間地域まで広い地域で営まれており、各地の特色を生かした農業生産活動が展開されています。本市の農業生産額は 47.3 億円（平成 28 年度）であり、第 1 次産業の総生産 52.0 億円のうち大部分を占めていることから、農業は本市における第 1 次産業の核となっている産業といえます。

しかし、この農業の生産基盤は、担い手の高齢化、後継者不足という人材難に陥っており、特に兼業農家や高齢者の多い集落などでは、集落営農体制の確立・育成をはじめ、老朽化した農業用水利施設の保全・適正管理なども大きな課題となっており、中核的な担い手・経営体の育成及び新規就農者等の確保を図っていくと同時に、農業生産基盤を持続可能かつ発展的なものとし、生産規模拡大及び生産力強化に向けた施設整備や農業機械の導入等が必要になります。

農地についても、耕作放棄地や荒廃農地が増加していることから、利用可能な農地へ再生し、中核的な担い手への農地集約などによる有効活用が求められています。

また、本市は、農業生産条件の不利な中山間地域に位置しており、人口減少が進む中、地域共同活動による集落機能の維持・向上及び環境保全に効果の高い営農活動が必要です。

（地域ブランド力の向上）

本市の農産物のうち、豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生、ボタンボウフウなどの市特産品目に加え、白ねぎ・花き・イチゴなどの基幹品目が都市部で他地域の農産品に比べ高価格で販売されるようになるには、より一層のブランド力の向上が必要であり、今後の大きな課題といえます。

（6 次産業化の推進）

本市の第 1 次産業を活性化していくためには、より高付加価値化を目指し第 2 次産業、第 3 次産業と連携する「6 次産業化」を促進することで、本市の農業生産者や関連事業者の所得を増加させていくことが必要です。

本市では、「豊後高田そば」が西日本有数の産地化に成功するとともに、手打ちそば店の認定制度や各種イベントにより、生産から加工・サービス・販売に至る多様な主体が関わる産業として成立するまでになりました。

今後は、「豊後高田そば」を一つの成功事例として、他の産品についても観光要素を含めた 6 次産業化を進め、より付加価値の高い商品・サービスを生み出し消費拡大や販売促進につなげることで、さらなる直売所の魅力向上や本市経済の活性化を図ることが求められています。

（イ）林 業

本市面積の56.8%を占める山林は、治山治水や水資源の涵養^{かんよう}、里山の景観保全、自然環境保全などの公益的機能のほかに、観光や木材・林産物生産などの経済的機能、自然体験学習・森林セラピーなどの教育・健康維持機能など様々な多面的機能を有しています。このうち本市の山（森林）と里（農地など）が織りなす里山の景観は、千年を超える人々の営みを現代に伝え、山と里の間をあらゆる資源が循環するシステムは、平成25年に世界農業遺産に認定されたように、世界に誇るべきものとなっています。

しかし、本市の森林については、木材価格の低迷による林業の活力低下、担い手の高齢化や労働力不足並びに林道整備等が遅れており、間伐などの適切な森林の管理が十分に行われていない状態であり、森林の荒廃が課題となっています。

また、イノシシやシカなどによる鳥獣被害も深刻化していますが、これに対応する地域の人手も不足しており、対応が求められています。

（ウ）水産業

本市の海岸線は、浅海地域の干潟漁業やリアス式海岸地域の漁船漁業、沖合では小型底引き網漁や牡蠣・赤貝の養殖など、規模は小さいものの多種多様な漁業が展開されています。しかし、近年では漁獲量は減少傾向にあり、魚価の低迷・燃料の高騰など水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、漁業の担い手の高齢化と後継者不足も進んでおり、農業と同様に漁業においても漁業生産基盤の整備、担い手の確保、水産物の高付加価値化などが課題となっており、さらには漁港・港湾施設の老朽化なども進んでいます。

（エ）工 業

本市には「大分北部中核工業団地」「美和工業団地」「城ノ下工業団地」「大村工業団地」の4箇所の工業団地があり、そのうち大分北部中核工業団地は県内でも有数の規模を誇る工業団地です。

北部九州への自動車産業の集積を背景として、多くの製造業が立地並びに設備を増強することとなり、本市の製造業は出荷額・従業者数ともにこれまで最も多い水準となっており、産業構造の中でも極めて重要な位置を有する産業となりました。

製造業の立地は、市民の雇用の場の拡大につながるとともに、市外から移住を希望する人の就業の場ともなることから、今後の本市の人口減少を食い止める上でも工業の振興はこれからも大きな課題となります。また、持続的な工業振興を進めるためには、就業人口の減少に伴う慢性的な労働力不足に対応するため、多様な就業者の確保が必要となっています。

（オ）商 業

商業を取り巻く環境をみると、人口減少による市内の消費の縮小が進む中で、インター

ネットショッピングの浸透、高齢化の進展、キャッシュレス決済の普及など、消費者の消費行動やニーズは多様化が進んでいます。このような消費者側の変化がある一方で、商業環境も郊外型大型店などの進出により中心市街地やその周辺の商店街などの地域商業は、厳しい競争にさらされている状態です。また、個人商店では、経営者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や空き店舗の解消なども課題となっています。

このような環境の変化を踏まえ、地域商業が生き残りを図っていくには、まず市民の消費を引き寄せるために、魅力ある商品づくり（売れるモノづくり）と、高齢者や子育て世代など幅広い人々の生活に寄り添うきめ細かいサービスを提供することで、地域にとって不可欠な存在となっていくことが求められます。

また、本市の商業の特徴として、「昭和の町」の商店街では、地域住民だけでなく、広く観光客の受け皿となっていることが挙げられます。観光消費が本市内の経済を支える重要なものであることを踏まえ、今後も末永く広域から人を引き付ける魅力的な商店街づくりを進めていく必要があります。

さらに、宮町商店街や玉津側の商店街などについても、それぞれの特性に応じた活性化を図っていくことが求められます。

（カ）観 光

本市には昭和 30 年代のまちなみを再現した「昭和の町」や神仏習合「六郷満山文化」、「田染荘小崎」に代表される歴史・文化遺産を有しています。また、「長崎鼻」「真玉海岸」「中山仙境（夷谷）」「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」などをはじめとする自然景観、さらには泉質の異なる 6 つの温泉も有しており、まさに本市は日本の原風景となる風物の宝庫ともいえます。

こうした地域の魅力を生かした観光振興に取り組み、本市の観光入込客数は平成 25 年の年間 112 万人から、平成 30 年には年間 130 万人以上にまで増加し、今や観光は本市の経済を支える重要な産業分野の一つとなっています。

しかし、観光を取り巻く状況は大きく変化してきており、海外観光客への対応や、団体旅行から個人旅行へ、通過型から滞在型へなど観光形態や観光ニーズの変化への柔軟な対応が求められています。また、未曾有の災害ともいえる新型コロナウイルス感染症拡大による観光需要の激減により、観光産業はかつてない厳しい状況となっています。

今後の課題としては、まず何より新型コロナ禍からの復興であり、その後の国内客の誘致、そして潜在的需要が見込める海外観光客（インバウンド）の確保です。

「昭和の町」「六郷満山」「真玉海岸の夕陽」「国東半島」など、美しい風景や日本ならではの体験ができるものは、海外からの誘客が大いに伸びる可能性があり、旅行者の受入体制の整備や誘致への対応強化が課題となっています。

また、国内観光客については、本市を訪れる人を増やすための魅力の向上や P R ・本市への誘導を促す案内情報の整備に加え、個人旅行や滞在型旅行が旅行形態の主流となる中で、観光客ができるだけ長く本市に滞在する魅力的な観光スポットへの磨き上げと、様々

な体験を提供することで消費する機会を創出していくことが課題となっています。

さらに、健康増進、環境負荷の低減効果の観点から世界中でサイクルツーリズムが人気となっています。また、障がい者、高齢者などが安心して観光に出かけられる「バリアフリー観光」への取り組みや、社会全体で脱炭素化の取り組みが進む中でガソリン車から電気自動車へのシフトに伴い充電インフラの整備が求められており、今後、こうした流れを活用した誘客促進対策が課題となっています。

（２） その対策

（ア） 農 業

農家の高齢化による担い手不足が課題となる中、新たな担い手の確保を図るため、新規就農者の育成確保に向けた支援制度を設け支援を行うとともに、中核的な担い手・経営体の育成に努めます。

本市の農業生産基盤を持続可能かつ発展的なものとするために、ため池や樋門、排水機場等の改修により農業水利施設の保全・維持管理の適正化を図りながら、水田畑地化を推進し、新たな白ねぎ団地の造成や施設園芸団地の整備を進めるとともに、生産規模拡大や生産力強化に向けた施設整備等の支援を行います。また、新技術・新品種の導入などにより効率的かつ安定的な経営体（中心的経営体含む）の育成を図りつつ、健康食品原料の産地としての特性を生かし、企業との連携などにより、本市農業の経営基盤の強化・発展を図ります。

農地については、離農者等による耕作放棄地の増加を防止するため、中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を図るとともに、荒廃地対策に努めます。中山間地域で取り組んでいる農業生産活動を維持していくため、日本型直接支払制度を活用し、地域共同活動の促進等による集落機能の維持・向上に取り組みます。

地域の特産品の付加価値向上のために生産者と地元食品企業・加工事業者、大学などが連携する６次産業化の体制づくりを支援すると同時に、実際の商品開発や販路開拓についても支援を行います。また、市特産品目・基幹品目については、さらなる生産拡大を図るとともに、これらが広く認知されるよう、各種認定制度を活用し、ブランド力の向上を図り、流通・販売に至るまで、一貫した支援を実施します。さらに、新たなマーケットへの挑戦として、豊後高田市観光まちづくり株式会社や近隣自治体との連携を図りながら、福岡県をはじめとした都市部での販路拡大を図るほか、地域産品の加工や直売、地域食材を提供する飲食施設等の整備を充実させ、都市部からの誘客促進と地元での消費拡大を一体的に取り組むことで地域産品の販売促進につなげ、生産者の所得向上を図ります。

（イ） 林 業

世界農業遺産に認定された里山の持つ資源循環型システムを守り、その環境保全型林業

を振興するため、木材に比べ経済性の高い椎茸やタケノコなどの生産拡大と担い手の育成を推進するほか、持続可能な森林管理や林道整備を実施し、林業の活性化に努めます。

また、間伐や主伐により生産される地域材の積極的な利用促進や、野生鳥獣害による農産物被害について対策を徹底するなど、農山村環境の保全を推進します。

（ウ）水産業

担い手不足などの問題を抱える水産業について、水産基盤整備の強化や施設整備、水産資源の維持などに取り組むことで、総合的な漁業経営の安定化を目指します。

また、地域団体商標に登録された市特産の岬ガザミの流通拡大とブランド力の強化を目指すとともに、ヒジキ・あおさ・マテ貝などの商品開発や流通体制などについて支援を行い、本市水産物の高付加価値化を図ります。

さらに、漁港・港湾施設の浚渫^{しゅんせつ}、改修等について、大分県と連携を行い計画に沿った整備を進めていきます。

（エ）工業

これまでの企業誘致などの成果により大分北部中核工業団地を中心に本市の製造業の集積は、県内でも屈指のものとなっています。本市の基幹産業に成長した製造業の発展のために、今後も戦略的な企業誘致と設備投資促進対策を行うとともに新たな工業用地の検討や、ICT関連企業や食品産業など、幅広い企業の誘致も積極的に推進します。

また、恒常的に不足する就業者を確保するため、無料職業紹介やインターンシップ、工場見学会の実施など多様な就業者の確保対策に取り組めます。

（オ）商業

「昭和の町」などの商業の活性化の取組みにより、中心商店街は市民の生活を支える機能に加え、市外からの交流人口を引き付ける役割を担っています。この特性を伸ばしていくために、今一度原点に立ち返ったブランド力向上や新規創業者の支援、より高齢者に寄り添う商業振興などについて、商工会議所や商工会等と連携しながら「商業と観光の一体的振興」を推進します。

また、地域内での経済循環を高めるため、中小企業振興基本条例に基づく啓発事業等の取組みをはじめ、キャッシュレス決済や市内での買い物の推進、事業者の経営革新計画認定による事業継続に加えて、九州周防灘地域定住自立圏における勤労者福祉サービスセンターの福利厚生など、多様な経営支援施策を展開します。

さらに、地域内経済の活性化と併せシティプロモーションの取組みの一環として、ふるさと納税制度の活用を積極的に推進し、魅力ある商品づくりを支援します。

（カ）観光

「昭和の町」、「真玉海岸」、「長崎鼻」、そして「中山仙境（夷谷）」など本市独特の個性

豊かな観光資源の磨き上げと連携強化を図り、新たな魅力を付加し発信していきます。

観光消費額を伸ばすために、グランピングやオートキャンプなど多様化する観光ニーズに対応した、施設の整備・充実や特産品・グルメの開発などに加え、新型コロナ禍で重要視される安心・安全な観光の提供に配慮しつつ、本市の魅力を余すところなく、観光振興につなげていきます。

さらにこれら観光資源を生かした、積極的なロケツーリズムの推進を図ります。

観光地としての受入態勢の充実については、観光業を支える人材の育成・確保に努めるとともに、観光サインの整備・統一化の推進や景観の維持・再生に努めていきます。

海外観光客（インバウンド）誘致については、新型コロナ禍の状況を見据えながら、関係機関・団体との連携を積極的に行うとともに、多言語による情報発信、ＩＣＴ環境や多言語対応観光サインといった受入態勢の整備に加え、海外での商談会参加などの誘致活動も含め総合的に進めることで強化を図ります。

国内観光客については、全国的にみると、本市の知名度や認知度は高いとはいえない状況であることから、今後とも、北部九州及び山口・広島地域を最重点エリアと位置付けるとともに、南九州、関西、関東からの誘客に努めます。さらに本市の魅力ある観光資源をできるだけ長く、深く体験する機会を提供することで、観光客及び観光消費額の増加を図ります。

これら観光施策を推進するにあたっては、特に国東半島全体の魅力向上を図ることが重要であることから、大分県、ツーリズムおおいた、豊の国千年ロマン観光圏、国東半島振興対策協議会、九州周防灘地域定住自立圏などの近隣自治体との広域的な連携による点から面への広域的な観光振興を強化するとともに、それをけん引する組織体制の整備を進めていきます。

そのほか、国東半島の自然環境と道路網を生かした誘客促進を図るため、普及が見込まれる電気自動車に対応した設備充実や、大分県、近隣自治体と連携してサイクルツーリズムの推進に取り組みます。

また、障がい者、高齢者などが安心して観光に出かけられるように「バリアフリー観光」の取組みを進めます。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
３ 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域総合整備事業(香々地)	県	

経営体育成基盤整備事業 水田畑地化推進基盤整備事業(水崎)	県	
経営体育成基盤整備事業 水田畑地化推進基盤整備事業(中真玉・臼 野)	県	
経営体育成基盤整備事業(呉崎干拓)	県	
水田畑地化推進基盤整備事業(森)	県	
水田畑地化推進基盤整備事業(呉崎)	県	
農業水利施設保全対策事業(西国東)	県	
農業水利施設保全対策事業(並石)	県	
農業水利施設保全合理化事業(中真玉)	県	
ため池調査計画事業(呉崎干拓)	県	
ため池調査計画事業(石部)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(一ツ石)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(小田)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(迫田)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(芝場)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(第2三石)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(雲林)	県	
防災重点農業用ため池整備事業(柳谷)	県	

林業

海岸保全事業(北部海岸)	県	
農業体質強化基盤整備事業(豊後高田_畑地等)	市	
農業体質強化基盤整備事業(豊後高田_ため池・水路等)	市	
団体営農道保全対策事業	市	
防災重点農業用ため池整備事業(豊後高田_廃池)	市	
農業水利施設保全対策事業(豊後高田)	市	
農地利活用推進事業	地元	
森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(落水線)	市	
森林環境保全整備事業 林業生産基盤整備事業(姪畑・山ノ神線)	市	
森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(豊後高田山香線・調査設計)	市	
森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(豊後高田山香線・法面)	市	
森林環境保全整備事業(豊後高田山香線・舗装、ガードレール)	市	
森林基盤整備事業 共生環境整備事業(豊後高田山香線・トンネル)	市	
森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(豊後高田山香線・トンネル照明調査設計)	市	
森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(豊後高田山香線・トンネル照明)	市	

(2) 漁港施設	森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(小野迫線・調査設計)	市	
	森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(小野迫線・法面)	市	
	森林環境保全整備事業 (小野迫線・法面)	市	
	森林環境保全整備事業 (小野迫線・舗装)	市	
	林業専用道(規格相当)整備事業	森林組合	
	森林環境保全整備事業(猪群山山頂アクセス 林道・調査設計)	市	
	森林環境保全整備事業(猪群山山頂アクセス 林道・工事)	市	
	地方創生港整備推進交付金事業負担金 (香々地漁港)	県	
	小林漁港海岸保全施設改修事業	市	
	漁場基盤整備事業	県	
	水産物供給基盤機能保全事業	県	
	水産環境整備事業	県	
	漁港機能増進事業	県	
	漁港海岸保全施設整備事業	県	
	農林水産業施設災害防止緊急対策事業	県	
(3) 経営近代化 施設			

	農業	おおいた園芸産地づくり支援事業	地元	
		大分県畜産生産振興対策事業	地元	
		畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	地元	
		肉用牛担い手確保総合対策事業	地元	
	水産業	沿岸漁業振興特別対策事業	漁協	
		水産業地域産品創生事業	市	
	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	地域産品附加価値向上事業	生産者	
	生産施設	経営体育成支援事業	集落営農法人	
		農業経営発展支援事業	市	
	流通販売施設	地域特産品消費販売振興事業	市	
	(6) 起業の促進			
		起業支援事業	市	
	(7) 商業			
	その他	魅力ある商店街づくり支援事業(豊後高田昭和の町)	商工会議所、 観光まちづくり株式会社	
		昭和ロマン蔵魅力向上事業	観光まちづくり株式会社	
	(9) 観光又はレクリエーション			

(10) 過疎地域持
続的発展特別事業

真玉海岸観光拠点施設整備事業	市	
玉津プラチナ通り観光案内施設整備事業	市	
夷地区観光拠点施設整備事業	市	
観光施設等整備事業	市	
長崎鼻景観づくり事業(観光用道路改修)	市	
昭和の町施設改修事業	市、観光まち づくり株式会 社	
観光サイン整備事業	市	
健康交流センター花いろ長寿命化事業	市	
急速充電器整備事業	市	
資源活用型地域活性化事業	市	
中山間地域等直接支払交付金事業費	市	
農業農村多面的機能支払事業交付金	市	
農地集積支援事業	地元	
環境保全型農業直接支払交付金事業	地元	
繁殖雌牛安定生産対策事業	地元	
直売所を核とした地域農業振興事業	市	

新規就農支援事業	市	
地域産品販路開拓事業	市	
農産物直売所経営強化事業	市	
魚貝類育成事業費補助金	漁協	
水産多面的機能発揮対策事業補助金	地元	
新規漁業就業者支援事業 (家賃助成事業)	市	
新規漁業就業者支援事業 (漁船・漁具等購入助成事業)	市	
企業立地奨励金	市	
工業用水使用料補助金事業	市	
外国人等人材確保に向けた受入環境支援事業	市	
インターンシップ支援事業	雇用対策協議会	
真玉海岸活性化基本構想策定事業	市	
周遊観光誘客情報発信事業	観光協会	
戦略的観光情報・魅力発信事業	観光協会	
くにさき六郷温泉活性化事業	観光まちづくり株式会社、 くにさき六郷温泉活性化推進協議会	
都市圏観光誘客対策事業	観光まちづくり株式会社	

	(11) その他	長崎鼻景観づくり事業	観光協会	
		広域観光誘客促進事業	観光まちづくり株式会社、 豊の国千年ロマン観光圏	
		峯道ロングトレイル誘客促進事業	国東半島峯道トレイルクラブ	
		デジタルアートを活用した誘客促進事業	観光まちづくり株式会社	
		地域イベント振興補助金	実行委員会	
		県施行港湾改良事業負担金	県	
		サテライトオフィス IT 企業誘致促進事業	市、IT 企業誘致推進協議会	
		若年勤労者向け賃貸住宅建設促進奨励金	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
豊後高田市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業、畜産業、水産業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本計画 19 ページ記載の『(ウ) 将来 (あす) につながる、活力あふれるまちをつくります』を基本施策に、次の方針に基づいた多様な取組みを図り当該業種の振興を促進します。

- (1) 地域の特性を活かした商業の振興
- (2) 戦略的・効果的な企業誘致の促進による工業の振興

- (3) 生産力の強化
- (4) 地域ブランド力の向上
- (5) 6次産業化の推進
- (6) 循環型システムの確立による環境保全型林業の振興
- (7) 地域特性を活かした水産業の振興
- (8) 多様な働く場の創出と支援
- (9) 重層的な就職支援
- (10) 農林水産業の担い手の育成と確保

(iii) 他団体等との連携

平成 27 年度に策定した中小企業振興基本条例に基づき、経済団体、金融機関、教育機関等の関係団体が協働して中小企業の振興を推進し、地域経済の循環並びに市民生活の向上を図ることで、持続可能なまちづくりを進めていきます。また、農林水産業においても、大分県をはじめ、J A、J F 等の協同組合、生産者組織と連携し生産者の所得向上や産業課題の解決に取り組みます。

広域行政においては、県域をまたぐ 4 市 3 町で構成する九州周防灘地域定住自立圏や、九州域、県域、県北地域、国東半島地域などの多様な分野の域内組織において、各種施策の取組みを着実に推進し、産業の振興を図ります。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業施設については、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

レクリエーション施設等は、有効活用を図り、今後も長期間の利用ができるよう、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。更新時期には、施設の利用状況や地域の実情、費用対効果などを勘案するとともに、施設のあり方についても検討します。

（１） 現況と問題点

本市では、市内外の情報格差の是正、テレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送へ移行の対応、ＩＣＴを活用した地域振興及び市民福祉の向上を目的として、これまで市内全地域を対象としたケーブルネットワーク施設の構築を行ってきました。

このケーブルネットワーク施設を構築したことにより、地域内無料電話や高速インターネットサービスの利用環境が整うとともに、緊急通報や安否確認サービスなどの福祉サービス、様々な分野でのＩＣＴ活用の道が広がっています。このネットワークは本市の安全・安心なまちづくりにとって不可欠なインフラとなっていることから、通信速度については、構築時が最大概ね100Mbpsだったものを1 Gbpsへと向上させ、社会の変化に対応させていきます。

また、ＩＴ社会の急速な進展により、情報を取得できる媒体も多様化するなか、行政情報等を発信する広報媒体もその変化に対応する必要があります。

今後も、市民ニーズや地域課題に対応した情報コンテンツの作成・発信の強化や進展が著しいインターネット環境への対応が求められます。

（２） その対策

市民の誰もが利便性を享受できるよう、重要な社会インフラの一つであるケーブルネットワーク施設やＩＣＴなどの整備・更新・維持管理に努めていくとともに、ホームページやＳＮＳなどを活用し、広報媒体も時代の変化に応じてバージョンアップするなど、正確に分かり易く、迅速に「伝え・伝わる」情報の発信に努めていきます。

（３） 事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における 情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設			
	有線テレビジョン 放送施設	ケーブルテレビ維持継続事業	市	

	(2) 過疎地域持続 的發展特別事業	ケーブルテレビ施設整備事業	市	
		Web ページ等改修事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

(1) 現況と問題点

市民の生活が安全・安心・快適であるためには、普段利用している道路・橋りょうなどの社会インフラが適切に管理され、子ども・高齢者・障がい者なども含めて誰もが利用しやすいものであるということが重要です。

これまで本市では、これら社会インフラについて適切な維持管理や整備を進めてきたところですが、集落間を結ぶ幹線道路の未整備箇所が残っているほか、集落内の生活道路などにおいては未改良区間も残されているなど、以前として整備途上にあります。

また、これまで整備してきた社会インフラについては、老朽化が進んでいることなどから、利用者に対する安全性を確保するためにも早急に整備を行う必要があります。

(2) その対策

道路などの社会インフラについては、地域の持続的な発展と利便性の向上を図り、安全な社会基盤を維持するため、新設・改良などの整備や計画的な維持補修により長寿命化などを行います。また、地域を結ぶ交通手段の確保を図り、生活利便性の維持に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道			
	道路	市道高島線道路改良事業	市	
		市道中伏区内1号線道路改良事業	市	
		市道来縄上南山付線道路改良事業	市	
		市道西村線・上野線・山下線道路改良事業	市	
		市道金谷水取線道路改良事業	市	
		市道椿堂線道路改良事業	市	

市道山祇神社線道路改良事業	市	
市道草地米山線道路改良事業	市	
市道山ノ腰線道路舗装事業	市	
市道呉崎 B1-3 号線道路舗装事業	市	
市道草地葉山線道路舗装事業	市	
市道新町新開線道路舗装事業	市	
市道呉崎 B1-2 号線道路舗装事業	市	
市道呉崎A-18 号線道路改良事業	市	
市道水崎下第 1 号線道路改良事業	市	
市道犬田今村線道路改良事業	市	
市道水崎宇佐線道路改良事業	市	
市道相原本谷線道路改良事業	市	
市道古城区内線道路改良事業	市	
市道草地畑線道路改良事業	市	
市道呉崎中伏線道路改良事業	市	
市道新地来縄線道路改良事業	市	
市道高校線道路改良事業	市	

市道致齊城庄屋線道路改良事業	市	
市道堅来小池線道路落石防止対策事業	市	
市道宇佐弘田線道路改良事業	市	
市道森野部線道路改良事業	市	
市道德久保線道路改良事業	市	
市道入津原中之島線道路改良事業	市	
市道中学校向鍛冶屋線道路改良事業	市	
市道草地黒松線道路舗装事業	市	
市道呉崎 B1-1 号線道路舗装事業	市	
市道森高宇田線道路舗装事業	市	
市道草地入津長添線道路舗装事業	市	
市道グリーンロード'香々'地高田線道路舗装事業	市	
市道玉津田福雷線道路舗装事業	市	
市道露線道路舗装事業	市	
市道縦貫線道路舗装事業	市	
市道羽根長小野線道路舗装事業	市	
市道田福入津線道路舗装事業	市	

			市道真中山香線道路舗装事業	市	
			市道呉崎 B-23 号線道路改良舗装事業	市	
			市道焼野線道路改良舗装事業	市	
			市道呉崎猫石線、大村金屋線 道路改良舗装事業	市	
			市道庄屋長峰線道路改良舗装事業	市	
		橋りょう	橋梁長寿命化事業	市	
		その他	トンネル長寿命化事業	市	
			交通安全施設整備事業	市	
		(3) 林道			
			森林環境保全整備事業 山村強靱化林道整備事業(ハジカミ・尻付林道)	県	
			林業専用道(規格相当) 整備事業	森林組合	再掲
		(6) 自動車等			
		自動車	市民乗合タクシー車両整備事業	市	
		(9) 過疎地域持 続的発展特別事業			
			地域交通対策事業	市	
			基幹バス路線維持対策事業	市	
		(10) その他			

		県道改良工事負担金	県	
--	--	-----------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

各幹線市道の整備については、財政状況を勘案しながら、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とし、安全対策を求められる生活道路・通学路の整備については、住民生活の安全性、利便性等を考慮しながら、整備・検討を行います。道路施設等の予防保全としては、舗装、橋梁、トンネル等の長寿命化計画に基づき、損傷が著しい箇所や緊急性の高い箇所等の老朽化対策を行います。また、事故防止と道路交通の安全性を確保するため、道路パトロールや定期的な点検を実施することで、危険な箇所や通行に支障を及ぼすおそれのある箇所に対し、緊急性や安全性等を勘案しながら、計画的に交通安全施設の整備や維持補修等を行います。

農道については、機能保全計画に基づき、老朽化の程度や緊急性などを考慮して改修を行います。

林道については、住民生活の安全性、快適性、利便性等を考慮しながら整備を進めます。

(1) 現況と問題点

(ア) 上水道

水需要については、未普及地域解消の進捗によって大きく変化しますが、行政区域内人口が減少傾向にあるため、料金収入の減少等に対応する水道事業運営基盤の強化が最大の課題となっています。

また、水源の課題として、水の安定供給のため、第1水系の主要水源となる井戸を新たに2ヶ所(13号、14号)取得しましたが、今後の需要量を考えて水源水量を確保する必要があります。

浄水施設の課題として、クリプトスポリジウム対策用の施設(紫外線照射設備等)を整備しましたが、今後も引き続き水質監視を続けていく必要があります。

ポンプ設備の課題として、第1水系ポンプの劣化については、施設の更新により解消されていますが、その他ポンプ設備については経年劣化が進んでいるため更新する必要があります。

その他の課題として、老朽化した配水管(経年40年)の布設替については、順次更新を行う必要があります。

さらに、給水区域以外の地域について、特に過疎・高齢化が進む山間部の小規模集落では、地元住民で組織する水道組合が自ら整備した給水施設が老朽化しており、設置当時から使用している給水パイプの更新等、大規模な施設更新が必要となっています。

(イ) 下水道

下水道は、河川環境の浄化や快適な生活環境を実現するために重要な役割を果たす社会基盤です。

本市では、平成5年に公共下水道、平成11年度には漁業集落排水、平成16年度には農業集落排水、平成18年度には特定環境保全公共下水道が供用開始となり、令和2年度の処理区域内人口は、12,390人となっています。これら区域内においては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るための整備を進めるとともに、老朽化に伴う施設更新費や維持管理費の低減化を図る必要があります。

また、汚水管渠については、平成25年度より長寿命化対策工事に着手しており、引き続き更新作業が必要です。豊後高田市終末処理場についても、長寿命化対策、耐震・耐津波対策に引き続き取り組みます。

公共下水道処理区域外については、合併処理浄化槽等の設置により、水環境の汚染防止対策が求められています。

(ウ) 廃棄物処理

本市では、国、県、豊後高田市地球温暖化対策地域協議会等と連携し、温暖化防止の取組みを進めるとともに、温室効果ガスの発生源となるごみ焼却量の削減を目指し、ごみ減量の取組みを継続しています。最近のごみ量の減少率は横ばい状態となっているため、更なる取組みを行うとともに、環境負荷の少ない新しいごみ処理施設として宇佐・高田・国東広域による一般廃棄物処理施設の竣工に向けて取り組めます。また、家庭ごみの収集においても、少子高齢化等による地域課題の改善に向けた取組みが必要になっています。

他方、近年ではプラスチック類の海洋ごみ、特にマイクロプラスチックによる生態系への影響がクローズアップされ、このままの状態が続けば、人体にも大きな影響を及ぼすことが懸念されており、プラスチック類の分別の取組みも必要です。

(エ) 防災・消防

地理的特性から本市は比較的自然災害が少なく「安心して暮らせるまち」「企業が安心して立地し企業活動ができるまち」といえますが、地球温暖化などの気候変動による平成30年の西日本豪雨、令和2年の7月豪雨など局地的豪雨の増加や台風の大型化、また今後30年以内に高い確率で発生すると言われていた南海トラフ地震や、地震に伴う津波、集中豪雨など、市民生活を脅かす災害への危機感は高まっています。

また、火災をはじめとする人為災害の増加についても、空き家の増加などを背景に懸念されているところです。

これら尊い人命や市民生活を脅かす災害については、その被害を最小限にとどめるため、平常時からの市民の防災意識の向上や、災害発生後の迅速な情報伝達、生命に関わる救助体制の構築が必要不可欠となっており、市民と行政、関係機関の協力のもと総合的かつ計画的に防災・消防・救急体制を整備していくことが求められています。

(オ) 防犯

地域における防犯・消費者保護、交通安全などへの意識を向上させ、地域全体で安全・安心な生活環境を作るための体制づくりが求められています。

近年は、防犯灯の老朽化が進み、その維持管理に支障が生じている自治会も増えていきます。

(カ) 公営住宅

本市は、令和2年4月現在、23団地442戸の公営住宅を管理しており、公営住宅法に定められている耐用年限の1/2を経過した戸数が全体の8割を占めており、公営住宅の老朽化や入居者の高齢化等、様々な課題が見受けられます。

そのため、建替えや長寿命化対策のための改修をはじめ、入居者等の安全の確保、住民ニーズや社会情勢の変化に対応した事業を効率的に進める必要があります。

（２） その対策

（ア） 上水道

水源の確保については、第13号井、第14号井を取得したため、今後、取水水量等を確認しながら水源水量の確保、浄水処理の高度化を進めていきます。

浄水施設、ポンプ設備等については、令和3年3月に策定した「豊後高田市水道事業ビジョン」及び「豊後高田市水道事業経営戦略」に基づき、新規の水源確保や水源拡張を目的とした施設の更新及びシステム構築工事、経年劣化した構造物、設備及び管路の更新を行います。

さらに、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行います。

給水区域以外の地域についても、安定的な給水確保のため、「小規模給水施設中長期整備計画」に基づき、老朽化が著しく、緊急度の高い給水施設から、順次施設改修を行います。また、施設改修を実施しても、なお安全で安定的な給水が困難な地域については、地域の実情を十分に勘案し、ろ過装置の整備や水道事業の給水区域の拡張工事などを行い、給水確保を図ります。

（イ） 下水道

公共下水道（特環）事業については、平成27年3月策定の「豊後高田市污水处理施設整備構想」に基づき、農業集落排水を特定環境保全公共下水道（真玉処理区）へ接続し、両処理区の污水处理能力を有する真玉浄化センターに一本化することで維持管理費の低減化を図ります。

汚水管渠については、平成25年度より長寿命化対策工事に着手しており、年次計画に基づき継続的な更新工事を実施します。

豊後高田市終末処理場については、平成31年3月に策定した「豊後高田市終末処理場他構築基本計画（ストックマネジメント計画）」に基づき、引き続き長寿命化対策、耐震・耐津波対策の事業を実施します。

下水道整備区域内は引き続き、水洗化の普及促進を図るとともに、区域外については、合併処理浄化槽の普及促進を図り、快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全を図ります。

（ウ） 廃棄物処理

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備を中心に、自然環境の保全や衛生的な生活環境の整備に向けて、資源の循環を基本とするリサイクルシステムの構築を進め、ごみの減量化や分別、再資源化に努めます。また、家庭ごみの収集において、ごみ出し等が困難な世帯向けの支援を始め、必要に応じて収集体制の整備を図ります。

さらに、地球温暖化防止や我が国のエネルギー問題へ対応していくために、省資源・省エネルギーを推奨し、啓発活動や様々な取組みの普及・推進を行います。

（エ）防災・消防

災害に強いまちづくりを推進するために、庁舎の浸水対策など災害対策本部機能強化を図るとともに、地域防災計画などにに基づき、市民・行政が一体となって、総合的な防災体制の強化を図ります。校区単位や自治会単位での防災訓練・研修などを通じて、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域防災活動のリーダーとなる防災士の育成や、防災士協議会の活動を促進し地域防災力を強化します。

消防・救急体制については、消防吏員の訓練などを通じた人材育成、設備更新をはじめ広域連携の強化などにより体制の強化を図ります。

（オ）防犯

夜間における事故や犯罪防止等に向けて、市内全域で自治会が維持管理する防犯灯の維持・設置をすすめ、子どもから高齢者までが安心して生活できる地域づくりを推進します。

老朽化が進んでいる既存の防犯灯は、省電力で長寿命化が図れるLED防犯灯へ更新することで、自治会の経済的負担を軽減するとともに、夜間歩行者の安全確保を図ります。

（カ）公営住宅

令和2年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過した住宅については、住宅の長寿命化や修繕周期の延長によるライフサイクルコストの縮減を図り、効率的な建替えや改修等を進めます。

また、定期的な点検等を実施することにより公営住宅の状況等を把握し、入居者等の安全の確保や適切な維持管理に努めるとともに、住民ニーズや社会情勢の変化に対応した施設等の改修を行います。

（３）事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の 整備	(1)水道施設			
	上水道	上水道管路ストックマネジメント対策事業	市	
		水道事業給水区域拡張事業	市	

	その他	小規模給水施設等整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道整備事業	市	
		終末処理場改築事業	市	
		特定環境保全公共下水道整備事業	市	
		特環真玉・香々地浄化センター改築事業	市	
		特定環境保全公共下水道整備事業(広域化・共同化分)	市	
		浄化槽設置整備事業補助金	市	
	その他			
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備費負担金	宇佐・高田・国東広域事務組合	
		ごみ清掃工場長寿命化事業	市	
		ごみ清掃工場改修事業	市	
		し尿処理施設長寿命化事業	市	
	その他	ごみの戸別収集事業	市	
	(4) 火葬場			
		火葬場長寿命化事業	市	
	(5) 消防施設			

(6) 公営住宅	小型動力ポンプ付積載車更新事業	市	
	消防資機材更新事業	市	
	査察車両更新事業	市	
	消防指令設備更新事業(個別整備分)	市	
	消防指令設備更新事業(共同整備分)	市	
	耐震式貯水槽設置事業	市	
	高規格救急車両更新事業	市	
	消防設備整備事業(消火栓)	市	
	消防本部施設改修事業	市	
	消防施設整備事業	市	
	市営住宅長寿命化事業	市	
	市営住宅施設整備改修事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業		
	防犯灯LED化による安全・安心な住環境づくり 奨励事業	自治会	
	地域防災力活性化向上対策事業	市	
	地震・津波等被害防止対策事業	市	

	(8) その他	空き家等適正管理対策事業	市	
		防災対策庁舎整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道事業は電気設備、管路をはじめ多数の償却施設を有することから、これらの更新には多額の投資に対する財源の確保が必要です。令和3年度策定の「豊後高田市水道事業ビジョン」及び「豊後高田市水道事業経営戦略」に基づき、新規の水源確保や水源拡張を目的とした施設の更新及びシステム構築工事、経年劣化した構造物、設備及び管路の更新を行います。

下水道施設については、市全体の水環境を維持・向上していくため、今後の人口推移や各施設の耐用年数等を踏まえた上で、平成27年度策定の「汚水処理施設整備構想」や、平成28年度策定の「豊後高田市下水道事業経営戦略」、平成31年度策定の「豊後高田市終末処理場他構築基本計画（ストックマネジメント計画）」に基づき、引き続き長寿命化対策、耐震・耐津波対策の事業を実施するとともに、今後策定される各処理区のストックマネジメント計画に基づき、適正な維持管理、更新・統廃合・処理方法の見直し等を実施します。

し尿処理施設は、今後も定期的な点検により適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画に基づき長寿命化事業等を実施します。

ごみ清掃工場は、新施設の完成までは市民生活に支障が出ないよう必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

火葬場は、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画に基づき長寿命化事業等を実施します。

市営住宅については、令和2年度に策定した市営住宅長寿命化計画により、計画的・効率的な修繕や改修等を行っていきます。また、耐用年数を経過し耐震性に問題がある住棟については、建替えや統合による再編や集約化、除却等を進めていきます。耐震性に問題がないその他施設についても、安全に生活できるよう必要に応じて修繕等を行い、適切な維持管理に努めます。

(1) 現況と問題点

(ア) 子育て

全国的な少子化の問題は、本市の将来にも大きな影響を与えるものであり、その歯止めをかけるためには、地域全体で子どもを安心して育てていく総合的な施策の実施が求められています。

本市が取り組む人口増対策の中でも、「子育て支援」を最重要施策の一つとして位置づけしており、これまで、地域子育て支援拠点「花っこルーム」の運営をはじめ、子育てに関する様々なニーズに対応した総合的な支援を行うため、関係機関等と連携した子育て窓口のワンストップ化や、子育て専用ポータルサイト「いいKAMO」の開設による子育て情報の一元化に取り組んできました。

引き続き、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めるとともに、子育て世帯の負担軽減を図りながら、本市の未来を担う子どもを育てていくことが求められます。

また、社会問題化している児童虐待や子どもの貧困といった複雑化する課題に対応するため、子育ての不安・悩みを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりなど、きめ細やかな支援を推進していくことも必要です。

(イ) 高齢者

健康寿命の指標である「日常生活が自立している期間」は、大分県健康指標計算システム（5年間の平均値として算出）によると、平成27年から令和元年までの本市の健康寿命は男性79.52歳、女性84.40歳となっており、5年前と比較して、男性が+1.98歳、女性が+1.26歳と延伸しており、県内順位をみると18市町村中、男性が12位・女性が10位に位置しています。

今後さらに進む高齢化社会では、健康に過ごせる期間である健康寿命が重要となっており、平均寿命と併せ健康寿命延伸の取組みによる「健康なまちづくり」の実現が課題となります。

そのため、いつまでも健康で長生きしましょう！を合言葉に「豊後高田市健康なまちづくり大作戦」として、市民総ぐるみで健康なまちづくりを推進します。

一方、本市の後期高齢化率は上昇を続け、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、加えて、認知症高齢者が増加する中、昔ながらの「向こう三軒両隣」的な近所の付き合いも薄れるなど、何らかの支援を必要とする高齢者が増加しています。

そのため、高齢者福祉施設等における環境整備への支援に加え、高齢者がいつまでも、住み慣れた地域で安心して、楽しく暮らし続けるためには、支えあいの地域づくりが急務であり、地域活動や社会参加の基盤づくりとあわせ、つながりを育む場となり得る施設の

環境整備が求められます。

さらに、すべての福祉サービスが、利用者の人としての尊厳を保つ手助けとなり、自立した生活が続けられるように、適切なサービスを提供する体制づくりが必要となっています。

(ウ) 障がい者

子どもから大人、高齢者まで多様な世代の中には、障がい者、外国から来た人、生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人がいます。地域で自分らしく生活するために必要なコミュニケーションも、障がいなどにより意思疎通や情報の取得が困難な状況もあり、多様なコミュニケーション手段等について社会全体の理解促進を推進する必要があります。

また、障がい者や生活困窮者などの自立を支援するための就労支援や地域活動等社会参加推進への取組み、さらには障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」への不安等様々な課題に対応するための相談体制や地域における支援体制の整備が求められます。

すべての市民がいきいきと活躍できる基盤を作ることが、本市の将来にとって非常に重要です。

(エ) 都市公園

都市公園は、市民の憩いの場・レクリエーションの場として、子どもから大人、高齢者まで多様な世代の方々に利用されていますが、一部の都市公園では設備等の老朽化等が見受けられるため、住民ニーズや社会情勢の変化に対応した適切な整備等が求められています。

(2) その対策

(ア) 子育て

これまで行ってきた高校生までの医療費の無料化、幼保小中学校給食費の無償化、幼稚園・保育園の無料化、出産祝い金の拡充などトップレベルの子育て環境の実現を目指した取組みに加え、妊娠期からの切れ目のない支援施策を推進するとともに、NPOとの連携や企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組みなどを推進し、多様な主体が参画のもと、地域ぐるみの子育て支援の充実を図ります。

さらに、少子化対策として、不妊治療費助成制度を充実させ、妊娠・出産、不妊・不育に関する相談対応の強化を図ります。

また、ひとり親や困難な生活環境にある家庭が、安心して子育てできる環境を整えるため、相談体制を強化するとともに養育支援や社会的養護の充実を図ります。

児童虐待や子どもの貧困対策については、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相

話しやすい体制づくりに資するため、「子ども家庭総合支援拠点」を中心として、関係者、関係機関等の連携を強化するとともに、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、きめ細かな対応を行っていきます。

(イ) 高齢者

健康に対する環境づくりや助成、啓発活動に取り組み、市民が健康な状態を維持することをサポートします。

心身が少し衰えた高齢者等の状況把握と支援を行うために、行政、包括支援センター、関係機関、地域等が連携した支援体制を構築し、運動や教室等への参加を促すための呼びかけを継続的に行います。

要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい自立した暮らしを続けることができるよう、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスを提供します。

高齢者を取り巻く環境の変化により、今後ますます権利擁護支援へのニーズ増加が見込まれることから、成年後見制度の周知や利用促進、支援体制の整備を行います。

また、今後も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ケーブルネットワーク等を活用した緊急通報、安否確認システム等をはじめとした高齢者福祉サービスを推進するとともに、あわせて災害時の避難に支援が必要となる災害弱者に対し、福祉専門職や民生委員・児童委員、自治会等地域コミュニティの協力を得ながら、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備し、避難体制の構築につなげます。

高齢者が地域に支えられるだけの存在ではなく、積極的に地域を支える担い手となることを目指し、高齢者自らが、健康を増進する活動ができるような機会、場所の提供を図ります。とりわけ、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりの場につながる老人クラブや地域サロンなどの活動を支援、推進するとともに、高齢者福祉の拠点となる施設の改修や高齢者を含む多世代の交流拠点となり得る施設の整備を行います。

加えて、高齢者福祉施設等における環境整備の一環として、施設入所者の見守り等安全対策の向上に資する設備整備等についても支援します。

(ウ) 障がい者

障がい者の地域における自立した暮らしを実現するために、様々な障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や理解促進に努めるとともに、一人ひとりの能力を十分に発揮できるよう、社会参加や一般就労に向けた段階的な支援を推進します。

また、障がい者に限らず、高齢者など生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人など、すべての市民がいきいきと活躍できるように、成年後見制度の利用支援事業の啓発、相談支援事業のさらなる充実などにも積極的に取り組み、様々な関係機関と連携しながら社会的支援を強化します。

(エ) 都市公園

子どもから大人、高齢者まで多様な世代の方々が安心して利用し、楽しめる環境を整備するため、遊具等の整備やトイレや外灯等の公園設備や施設の改修に取り組みます。

(3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所緊急整備事業補助金	保育所	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム	高齢者福祉施設等整備事業	社会福祉法人	
	その他	老人福祉施設長寿命化事業	市	
		老人福祉施設改築事業	市	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
		健康交流センター花いろ長寿命化事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
		放課後児童健全育成推進事業	市	
		地域子育て支援拠点事業	市	
		病児・病後児保育事業	市	
		ひとり親家庭医療費助成事業	市	
		子ども医療費助成事業	市	

	(9) その他	妊産婦医療費助成事業	市	
		子育て応援誕生祝い金事業	市	
		施設型給付事業(保育料無料化等)	市	
		学校給食費無償化事業	市	
		高齢者が楽しいまちづくり推進事業	市 地元	
		サロン活動推進事業	市 社会福祉法 人	
		里のくらし楽々安心支援事業	社会福祉法 人	
		健康づくり教室推進事業	市	
		避難行動要支援者名簿等整備事業	市	
		相談支援事業	相談支援事 業所	
		成年後見制度利用促進事業	市	
		集会施設整備事業	市	
		公園施設整備改修事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

福祉施設については、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿化事業等を実施します。

健康交流センター花いろについては、必要に応じて長寿化対策を実施するとともに、温泉施設の営業に支障が出ないよう適切な維持管理に努めます。

地区集会所については、必要な修繕をしながら現状維持に努めるとともに個別施設計画の方針に基づき、施設利用状況等を勘案しながら今後の活用について検討していきます。

児童クラブについては、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。わこう児童クラブについては、老朽化が激しいことから、令和4年度から2か年で改修を行います。

都市公園については、定期的な点検、診断を実施し、計画的な長寿命化事業等を実施します。その他の公園についても、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

(1) 現況と問題点

本市の医療機関は病院が3、診療所が15、歯科診療所が13、病床数は391床（令和3年3月末現在）で、小児科は市内2か所に開設されていますが、夜間や休日の診療はなく、また、産科は依然として市外の医療機関に依存している状況です。少子化が進む中、妊産婦や子どもを抱える方々が十分な医療サービスを受受できるような医療体制の整備が課題となっています。

地域医療の充実という点では、九州周防灘地域定住自立圏での広域医療体制のほか、居住地域に関わらず安心して暮らせる環境づくりが重要であり、特に夜間、救急の対応については対応力強化を考慮した医療体制の確立を図る必要があります。さらに、子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための支援が必要です。

(2) その対策

市民の健康を守り、一層の健康寿命延伸に向けて、様々な保健・医療サービスを充実します。

健康診査、がん検診及び乳幼児健康診査の受診率の向上並びに感染症の発生・まん延の防止を図るため定期予防接種の接種率の向上及び任意予防接種である不活化ポリオワクチン、三種混合ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン接種などを推進し、新型コロナウイルス感染症の対策については、国や県の方針に沿い、適切に実施します。また、健康診査等の結果に基づき、生活習慣改善につなげるための各種保健指導の実施や医療機関等と連携した重症化予防対策などを推進します。

医療体制については、第二次医療圏（宇佐市、豊後高田市）において、共同利用型病院での救急医療の確保及び運営強化を図るとともに九州周防灘地域定住自立圏などでの医療体制の整備、救急医療体制の充実を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			

		在宅当番医制度運営委託事業	市	
		第2次救急医療施設運営負担金	宇佐高田医師 会病院	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

（１） 現況と問題点

（ア） 学校教育

本市の学校の状況は、令和３年７月１日現在、市立小学校10校、市立中学校５校、小中一貫校１校で児童数987人、生徒数530人となっています。

学校施設については、小中学校の耐震化対策改修工事を平成24年度にすべて完了していますが、施設の老朽化が進んでいることから、学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な大規模改修が必要となっています。また、施設の築年数や今後の児童生徒数の推移等、総合的な観点から、学校の実態に即した施設整備も必要となっています。

通学路の安全対策については、登下校時における交通事故が全国で相次いで発生していることもあり、引き続き、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保と通勤手段の確保が必要となっています。

本市では、学校週５日制の完全実施に伴い、平成14年度から「学びの21世紀塾事業」を実施し、自ら学び、自ら考える力を養うとともに、自主性や協調性を身につけた児童・生徒の育成に取り組んできました。また、平成26年度からは開催場所を市内全域に広げ、事業内容についてもこれまでの「いきいき寺子屋活動事業」、「わくわく体験活動事業」、「のびのび放課後活動事業」を基本とし、「まなびのひろば」、「学びの21世紀塾市民講座」、「高校生のための学びの21世紀塾」など事業内容の充実を図ってきました。今後さらに、内容を充実・発展させるための環境づくりとニーズに沿った講師の確保に努める必要があります。

また、GIGAスクール構想による学校ICT化が急速に進むなか、さらに、学校ICT環境等を充実させるとともに、教職員のICT情報活用能力の育成などが必要となっています。

（イ） 社会教育

本市のスポーツ関係施設については、多目的グラウンド３ヵ所、体育センター３ヵ所、上屋付プール１ヵ所、その他テニスコート、スポーツ広場などを保有しています。しかし、多くの施設が昭和５０年代に建設されていることから、老朽化が進み、市民のスポーツニーズに対応できていない状況となっており、その対策を行う必要があります。あわせて、スポーツを通じた健康づくりや豊かな生活、生きがいのため、各種スポーツ行事やスポーツ教室を計画し、開催していくことも必要です。

平成２５年に完成した市立図書館や公民館等各種社会教育施設においても、様々な講座や教室、講演会等を開催し、市民への学習及び交流の場を提供してきたところですが、近年、社会の情報化・国際化等の進展に伴い、生活様式が変化していく中、市民の学習ニ

ずもますます高度化・多様化しています。そのため、生きがいつくりや地域の問題解決に向けた取組み等、総合的な生涯学習環境の向上が求められています。

(2) その対策

(ア) 学校教育

学校施設は、子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場として、安全性、防災性などを備えたものである必要があります。

平成30年に学校施設等長寿命化計画を策定し、令和元年度から2年計画で高田小学校の外壁等の改修を行いました。令和3年度には桂陽小学校の外壁等の改修を予定しており、引き続き、同計画に基づき効果的・効率的に長寿命化を図るとともに、附帯施設及び設備等の良好な状態での施設維持や安全性を確保します。

また、今後の児童生徒数の推移や義務教育標準法改正による35人学級の実施を踏まえるなど、総合的な観点から施設等の新設や増改築の整備を行い、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

加えて、児童・生徒等の健康増進に向け、食育指導の充実とともに、安定的な学校給食の提供に努めます。

通学路の安全対策については、登下校時における交通事故が全国で相次いで発生していることから、園児・児童・生徒の安全な通学手段の確保のため、老朽化したスクールバスの入替や、学校、保護者、地域、関係機関などが引き続き連携して、計画的に通学路の安全確保を図ります。

また、現在、実施している「学びの21世紀塾事業」をより充実させるため、これまでの取組みを基本とし、講座内容の充実や魅力づくりに努め、市内全ての児童・生徒がこの「学びの21世紀塾」の講座を受講できる体制づくりに努めます。講師については、現在、教職員や教職員OB、私塾の講師、市民ボランティアに依頼していますが、市内での新たな人材の発掘や市外の専門講師の派遣等も視野に入れるなど、講師不足の解消を図ります。

さらに、学校ICT環境等を充実させるため、教職員のICTの積極的活用を通じた児童生徒の情報活用能力の育成を図っていきます。

(イ) 社会教育

スポーツを通じた健康づくりや豊かな生活・生きがいつくりのため、各種スポーツ行事やスポーツ教室の充実を図ります。また、スポーツ関係施設については、総合型地域スポーツクラブと連携した活動を展開し、水泳プールなどの既存施設整備も含めた、定期的な点検等により適正な維持管理に努め、令和2年3月に策定した「社会教育施設等長寿命化計画」に基づき施設の長寿命化を図ります。

また、高度化・多様化する市民の学習ニーズに応えるため、公民館をはじめとした社会

教育施設における各種講座や教室、講演会等のさらなる充実、自主的な学習グループや指導者の育成を図ります。

図書館においては、利用者ニーズを把握し、資料に関する相談やリクエストに対応できる蔵書整備を行い、資料の充実を図るとともに、多様な事業や市民講座等を開催し、学習機会の提供と交流が深められる図書館サービスを提供します。

あわせて、社会全体でコミュニケーションの希薄さが指摘される中、図書館や公民館等の社会教育施設は、子どもの居場所づくりとしての役割が重要となっていることから、放課後や週末において、地域の人材を活用した居場所づくり確保のため、地域・学校・家庭が協働したネットワークの強化を図ります。加えて、老朽化した自治会集会所についても長寿命化を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	校舎	学校施設長寿命化事業	市	
		既存施設等改修整備事業	市	
	屋内運動場	学校施設長寿命化事業	市	
		体育館空調設備整備事業	市	
	屋外運動場	既存施設等改修整備事業	市	
		学校体育諸施設整備事業	市	
	水泳プール	学校体育諸施設整備事業	市	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	市	
	給食施設	学校給食センター施設設備更新工事	市	

		給食配送通路等舗装工事	市	
	(2) 幼稚園	既存施設等改修整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館施設改修事業	市	
	集会施設	香寿苑長寿命化事業	市	
		自治会集会所改修事業	自治会	
	体育施設	既存施設改修整備事業	市	
		体育施設整備事業	市	
	その他	隣保館改修事業	市	
		公園施設整備改修事業	市	再掲
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		学びの21世紀塾事業	市	
		図書館蔵書整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、定期的な点検、診断を実施し、計画的に長寿命化事業等を実施することで長寿命化並びに費用の平準化を図ります。空調機器及び照明機器のLED化についても、学校規模等を考慮し計画的に整備を行っていきます。学校プールについては、児童生徒数を考慮して、今後のプール施設のあり方について検討を行っていきます。また、学校給食センターについては、適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画の方針に基づき令和4年度以降長寿命化事業等を実施します。

その他の施設についても適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施

します。

10

集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の各地域は、従前より人と人の緊密なつながりが集落単位の活動を支え、活力を維持してきました。しかし、人口減少社会を迎え、少子高齢化が進展する中で、このつながりを維持することが困難となり、地域コミュニティが主体となって維持してきた集落機能の著しい低下が危惧されます。特に周辺部ではその流れが顕著となっています。

本市の魅力である豊かな自然・歴史文化、美しい里山の景観、そして市民生活を守っていくためには、地域コミュニティの活性化や地域活動の主体となる高齢者の方々の活躍が不可欠です。本市では地域コミュニティの維持・活性化、高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築などを進め、心通う地域づくりを総合的に推進します。

(2) その対策

地域コミュニティの維持・活性化には、そのコミュニティを構成する市民の役割が重要です。特に人口減少社会では、市民一人ひとりの活動がとても重要になってきます。そのため、市民が主体的に地域づくりに参加できるような環境をつくり、その活動を支援するほか、集落の抱える課題を解決するためのネットワークコミュニティの構築や、高齢者等の買い物支援や、お互いを支えあう見守り・声かけ活動など住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備を推進します。

また、地域と地域を結ぶ公共交通手段の確保や市民乗合タクシーの運営などにより、地域の生活利便性の維持に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備			
		地域活性化推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

1 1	地域文化の振興等
-----	----------

(1) 現況と問題点

本市は、千年の歴史が今に息づく多くの文化遺産や、地域が長い間守り伝えてきた民俗芸能・祭礼行事などの多様な文化財を有しています。これら貴重な文化遺産を将来にわたって大切に残していくために、適正な保存・管理に努めながら、保存と活用を両立させることが必要となっています。しかし、過疎化・少子高齢化による文化財の滅失や散逸、さらには民俗芸能・祭礼行事の次世代への継承が困難になってきているところも見受けられます。今後はこれまで以上に文化財をまちづくりに生かしつつ、“地域社会総がかり”で保存と継承に取り組んでいくことが求められています。

(2) その対策

本市には、国宝「富貴寺大堂」などの六郷満山ゆかりの文化遺産や国の重要文化的景観に選定された「田染荘小崎の農村景観」などの歴史的景観、また、国指定名勝「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」「中山仙境(夷谷)」、国登録記念物の「真玉海岸」、さらには日本遺産“鬼が仏になった里「くにさき」”など長年受け継がれてきた、豊後高田市が誇る景勝地や地域に根付いた文化遺産が数多く残っています。保存と活用については、今後、策定予定である「豊後高田市文化財保存活用地域計画」に基づき、個々の文化財の現状把握に努めながら、計画的な整備方針のもと、適切な保存に努めるとともに、これらの魅力を県内外へ伝えるため、関係団体と連携しながら効果的かつ長期的な活用に取り組みます。

また、地域の歴史文化や文化財の魅力を伝える普及啓発として、「ぶんごたかだ文化財ライブラリー」シリーズの発刊や、「郷土の文化財探訪バスツアー」と題した文化財の現地見学・説明会、小・中学生を対象とした「出前講座」、そして一般市民を対象とした「再発見！郷土の歴史と文化財 市民講座」を継続して実施します。

さらに、「草地おどり」「真玉歌舞伎」などの伝統芸能活動を支援するとともに、現代アートやデジタルアートなどの芸術文化活動についても、新たな本市の文化を創造し、地域を活性化するものとして支援を行います。

市民が優れた文化や芸術、芸能に触れる機会を積極的に提供することで、市民の芸術・文化に親しむ環境づくりを推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等			
	その他	文化財保存整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		文化財保存整備事業	所有者又は管理団体	
		日本遺産推進事業	協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

（１） 現況と問題点

地球温暖化対策には温室効果ガスの抑制が不可欠であるとして、国は2050年までの脱炭素社会の実現を宣言しました。その実現に向けて、再生可能エネルギーの普及が推進される中、本市においても、令和元年度に「豊後高田市環境基本計画」を策定し、資源・エネルギー分野における基本施策として、省エネルギーによる資源の有効活用や、地球温暖化対策の推進に取り組む中で、再生可能エネルギーの推進を図っています。

また、民間事業者による大規模な再生可能エネルギー設備の設置が進んでおり、その設置にあたっては、平成26年度に策定した「豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」に基づき、地元関係者の理解を前提として、生活環境や景観、防災などに配慮した適正な設置や維持管理を事業者に求めています。

（２） その対策

市内の住民や事業者に対する再生可能エネルギーの推進にあたっては、「豊後高田市環境基本計画」に基づき、自然環境や景観、近隣の生活環境に配慮しながら、太陽光発電等の利活用や、太陽熱温水器等の導入に向けた啓発に努めます。同時に、市においても、再生可能エネルギー設備の導入・活用を図り、環境負荷の低減を実践していくよう努めます。

また、市内での大規模な再生可能エネルギー設備の設置にあたっては、引き続き「豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」に基づき、適正な事業の実施を設置者に求めています。

（３） 事業計画（令和3年度～令和7年度）

該当事業なし。

（４） 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

九州周防灘地域定住自立圏における取組み

(1) 現況と問題点

県域をまたぐ九州周防灘地域定住自立圏（以下「定住自立圏」という。）は、平成21年の協定締結以降、現在では4市3町（大分県中津市、大分県宇佐市、大分県豊後高田市、福岡県豊前市、福岡県築上町、福岡県上毛町、福岡県吉富町）で構成し、中津市を中心市に各自治体が連携しながら、第3期共生ビジョンに基づいて定住自立圏内の地域活性化に取り組んでいます。

共生ビジョンにおいては、「暮らしの元気があふれる地方圏域」を目指し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を3本柱に、定住人口の確保や交流人口の拡大とともに圏域の一体的発展を図っているものの、人口の減少自体は続いており、この流れを抑制していくためには、圏域の資源を活用しつつ、それぞれの地域の実情に沿った施策を効果的に展開していくことが重要です。

(2) その対策

定住自立圏においては、小児救急医療体制の確保や勤労者福利厚生対策の充実、広域道路網の整備、広域観光ネットワークの形成などを進め、近年は圏域全体での人口の社会減が縮小傾向となるなど一定の効果が見られます。

今後も、地域課題の整理と各種事業を効果的に推し進めることで、人口減少を最小限に抑制し、地域に安定した経済と安心な暮らしを創造していくため、引き続き圏域自治体が連携して取組みを進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

定住自立圏共生ビジョンによる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	空き家活用促進事業	移住・定住促進に向け空き家を利活用する際の補助金等の交付事業	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	定住促進奨励事業	移住・定住促進に向けた引越しや家賃補助等の各種奨励金交付事業	市	
	ハッピーマイホーム事業	定住を促すため市内で住宅を取得した場合に奨励金を交付	市	
	結婚応援事業	結婚への後押しと新婚さんの生活応援のために奨励金を交付	市	
	移住・定住促進PR事業	移住・定住促進に関するプロモーションに係る経費	市	
	生活応援住宅流動化促進事業	民間賃貸住宅の空室改修費用を補助することにより流動化を促進	市	
	半住半旅田舎暮らし体験事業	移住促進に向けた空き家見学時に要する宿泊費用の支援	市	
3. 産業の振興	中山間地域等直接支払交付金事業費	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結した集落に対して、面積に対して一定額を交付。	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	農業農村多面的機能支払事業交付金	地域共同で行う地域資源（農用地・水路・農道・ため池等）を保全管理する活動や多面的機能の維持・発揮を図る活動を支援	市	
	農地集積支援事業	農地中間管理機構を活用して農地集積に協力する者へ協力金を交付。	地元	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	環境保全の観点から有機農業に取り組む生産者に対する経費の直接支払	地元	
	繁殖雌牛安定生産対策事業	高能力の和牛繁殖雌牛の増頭に対する支援	地元	
	直売所を核とした地域農業振興事業	市所有の直売所施設の活性化による、小規模農家の育成。直売所でのご当地メニュー（そば等）の提供。	市	
	新規就農支援事業	新規就農者の確保育成に向けた各種支援制度	市	
	地域産品販路開拓事業	市内の農海産物をはじめ、工芸品等の売り先開拓、営業ができる商社機能を持った組織の育成により生産者の所得向上を図る。	市	
	農産物直売所経営強化事業	市内農海産物の販売強化イベント等実施及び小規模農家の育成	市	
	魚貝類育成事業費補助金	種苗放流	漁協	
	水産多面的機能発揮対策事業補助金	干潟の保全活動 藻場の保全活動	地元	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	新規漁業就業者支援事業 (家賃助成事業)	国、県の支援事業に基づく研修者に家賃の半額を助成	市	
	新規漁業就業者支援事業 (漁船・漁具等購入助成事業)	国、県の研修制度を活用し、新規就業した漁業者に漁船及び必要機材等取得費の1/2以内の補助	市	
	企業立地奨励金	企業の新増設備投資に対して奨励金を交付することにより、産業の振興、雇用の拡大を図るもの	市	
	工業用水使用料補助金事業	大分北部中核工業団地内の進出企業に対し工場用水使用料の補助金を交付することにより、産業振興を図るもの	市	
	外国人等人材確保に向けた受入環境支援事業	外国人技能実習生等の新たな人材の確保の支援を行うことにより、産業の振興を図るもの	市	
	インターンシップ支援事業	インターンシップを通じて市内企業の魅力をつ理解することで学生の市内就職につなげていくもの	雇用対策協議会	
	真玉海岸活性化基本構想策定事業	真玉海岸観光拠点施設整備に係る基本構想の策定	市	
	周遊観光誘客情報発信事業	観光パンフレット等の作成事業	観光協会	
	戦略的観光情報・魅力発信事業	広告宣伝及び観光PRツール作成	観光協会	
	くにさき六郷温泉活性化事業	海門温泉の支援及びくにさき六郷温泉活性化事業	観光まちづくり株式会社、くにさき六郷温泉活性化推進協議会	
	都市圏観光誘客対策事業	都市圏からの誘客事業を実施	観光まちづくり株式会社	
	長崎鼻景観づくり事業	長崎鼻リゾートキャンプ場の花公園整備事業	観光協会	
	広域観光誘客促進事業	近隣市町村と連携した観光誘客促進事業の実施	観光まちづくり株式会社、豊の国千年ロマン観光圏	
	峯道ロングトレイル誘客促進事業	峯道ロングトレイルを活用した誘客促進事業	国東半島峯道トレイルクラブ	
	デジタルアートを活用した誘客促進事業	チームラボ等を活用した誘客促進事業	観光まちづくり株式会社	
	地域イベント振興補助金	旧真玉地域で実施するイベント補助金	実行委員会	
4. 地域における情報化	Webページ等改修事業	市ホームページ等のリニューアル	市	本事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	地域交通対策事業	市民乗合タクシーの運行に関する経費	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来に

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基幹バス路線維持対策事業	基幹バス路線維持対策に関する補助金	市	わたるものである。
6. 生活環境の整備	防犯灯LED化による安全・安心な住環境づくり奨励事業	自治会が設置し維持管理する公衆用街路灯(LED)の設置費用を助成するもの	自治会	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	地域防災力活性化向上対策事業	備蓄物資等購入	市	
	地震・津波等被害防止対策事業	避難所等資機材購入	市	
	空き家等適正管理対策事業	老朽危険空家等の撤去に係る補助金等	市	
7. 子育て環境の確保・高齢者等の保健福祉の向上及び増進	放課後児童健全育成推進事業	放課後に専用施設や余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供するもの	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	地域子育て支援拠点事業	親子が気軽に集い、交流を図る子育て支援拠点施設を運営するもの	市	
	病児・病後児保育事業	病気回復期の児童を一時的に預かる「病後児保育」と、病気回復期に至らない児童を預かる「病児保育」を行うもの	市	
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童・保護者に対して医療費助成を行うもの	市	
	子ども医療費助成事業	疾病の早期回復と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子ども医療費を助成するもの	市	
	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた翌日から出産した日の翌日の間における妊産婦の保険診療分の医療費の自己負担額を助成する	市	
	子育て応援誕生祝い金事業	子どもの誕生を祝い、子育て世帯の負担軽減を図るため、「誕生祝い金」を支給する	市	
	施設型給付事業(保育料無料化等)	保育料無料化や副食費助成のほか、保育所等の運営費を給付	市	
	学校給食費無償化事業	全国トップレベルの子育て支援を実現するために学校給食費を無償化	市	
	高齢者が楽しいまちづくり推進事業	高齢者等の福祉の向上を図るため、イベントの企画・開催及び交流施設の運営を行う	市 地元	
	サロン活動推進事業	高齢者等の福祉の向上を図るため、サロン活動の場を設け、地域で支え合う機会を増やす	市 社会福祉法人	
	里のくらし楽々安心支援事業	高齢者等買い物困難者に対する買い物支援事業	社会福祉法人	
	健康づくり教室推進事業	各地域の集会所等へ指導員を派遣し、運動と食の健康教室を開催することにより、健康意識の醸成を図る。	市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	避難行動要支援者名簿等整備事業	災害時の避難に支援が必要となる要支援者の名簿及び個別避難計画の整備を行う	市	
	相談支援事業	障がい者・児及び家族等を対象とし、日常生活や社会生活等様々な相談の対応	相談支援事業所	
	成年後見制度利用促進事業	高齢者や障がい者等に係る成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に運用するための体制づくりを行う	市	
8. 医療の確保	在宅当番医制度運営委託事業	日曜祝日について、市内医療機関において救急医療を実施	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	第2次救急医療施設運営負担金	2次医療圏（宇佐市、豊後高田市）において、共同利用型病院での救急医療の確保及び運営強化を図る。	宇佐高田医師会病院	
9. 教育の振興	学びの21世紀塾事業	子どもの安全な居場所作りとして、放課後空き教室での学習や週末公民館等で様々な体験事業を実施。	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	図書館蔵書整備事業	新図書館の蔵書可能数16万冊に向け、不足分を本事業により段階的に整備し、魅力ある図書館にするもの。	市	
11. 地域文化の振興等	文化財保存整備事業	・富貴寺本堂の保存修理（H31～継続） ・国宝「富貴寺大堂」の耐震診断 ・福真磨崖仏の保存修理 ・白山社（富貴寺内）の保存修理	民間又は管理団体	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	日本遺産推進事業	六郷満山文化を核にした地域振興及び観光振興を推進する事業	協議会	